

第3次 那須町障がい者計画

基本理念

一歩ふみだす勇気を応援する人とまち
～共に生きるまちを目指して～



つながるひろがるアート展 Nasu より 柳剛作

平成29年3月

那 須 町

はじめに

我が国の障がい者福祉施策は、障害者基本法第1条に規定されているように、「全ての国民が障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念の基、共生する社会を実現するため、基本的な方向を定めております。

本町においても、障がいのある人の実態やニーズに対応し、様々な施策を推進するため「第2次那須町障害者計画」を策定し、障がい者施策の計画的な推進に努めてきました。

本計画は、保健、医療、福祉をはじめ、就労や教育、社会参加等について総合的に推進するため、前計画の理念を踏襲し「一歩ふみだす勇気を応援する人とまち～共に生きるまちを目指して～」を基本理念に掲げ、「第3次那須町障がい者計画」を策定しました。

障がいのある人もない人も、共に地域で生き生きと安心して暮らしていくことは全ての町民の願いです。

今後も障がいのある人の自立を地域で支え、障がい者福祉の充実を推進するため各施策に取り組んでまいりますので、町民の皆様の温かいご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケートにご協力いただきました皆様、多くの課題についてご検討いただき貴重なご意見・ご提言をいただきました「那須町障がい者計画策定委員会」委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました関係各位に対しまして、心から感謝を申し上げます。

平成29年3月



那須町長 高久 勝

第3次 那須町障がい者計画

[目次]

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の背景と趣旨	1
第2節	計画の位置付け	5
第3節	障がい者計画と障がい福祉計画との関係	6
第4節	計画の期間	6
第5節	計画の対象者	7
第6節	計画の策定体制	8
第2章	障がいのある人をめぐる状況	9
第1節	障がい者数等の推移	9
第2節	公立小・中学校の特別支援学級及び児童・生徒状況	12
第3節	障がい者福祉に関するアンケート結果の概要	13
第4節	第2次計画の評価	28
第5節	障がいのある人をめぐる主要課題	32
第3章	計画の基本的な考え方	35
第1節	基本理念	35
第2節	施策の方向	36
第3節	計画の体系	39
第4章	具体的な施策	40
第1節	地域生活支援の充実	40
第2節	保健・医療の充実	44
第3節	雇用・就労の推進	48
第4節	教育・療育体制の充実	51
第5節	理解と交流の促進	56
第6節	生活環境の整備	59
第7節	余暇活動・社会参加の促進	63
第8節	権利擁護の充実	67
第5章	計画の円滑な推進	71
第1節	各主体の役割と連携体制の強化	71
第2節	計画の推進と進捗管理	73

資料編.....	74
1 計画策定の経緯.....	74
2 那須町障害者計画策定委員会設置要綱.....	75
3 那須町障害者計画策定委員会作業部会設置要綱.....	76
4 那須町障害者計画策定委員会及び作業部会名簿.....	77
5 障がい者（児）福祉施設及び委託相談支援事業所等の状況.....	78
6 福祉に関するアンケート調査票.....	80

「障がい」の表記について

一般的に「障害」に用いる「害」という漢字には、「損なう」「わざわざ」などの意味があり、「有害」「被害」など否定的でマイナスのイメージが強い言葉に用いられることから、「不快感を覚える」「人権尊重の観点からも好ましくない」などの意見があります。

「障害」をそのまま使用すべきとの意見もありますが、町では少しでも否定的なマイナスのイメージを和らげるため、法令や条例等の名称でそれらの中で特定のものをさす用語、組織、関係団体、関係施設などの名称を除き、「害」を「がい」と表記することとしています。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

障がい者計画は、障がい者福祉制度や社会経済情勢の変化を踏まえ、すべての住民が、障がいの有無にかかわらず、地域の中で互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していくためのものです。

これまで那須町においては、国・県等の動向及び障がい者の実態やニーズに対応し、生活支援体制の整備や就労支援体制の整備、共に生きる地域づくりの推進等、様々な施策を推進し、「一歩ふみだす勇気を応援する人とまち」を計画の基本理念とした『第2次那須町障害者計画（平成24年度～28年度）』を策定し、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

そして、本計画は、関係法令や社会環境等が変化したこと、また、上記計画の計画期間が平成28年度で終了することに伴い、これまでの本町の取組の進展などを踏まえた見直しを実施し、新たな『第3次那須町障がい者計画』として策定するものです。

1 障がい者（児）施策の推進の経緯

(1) 障害者基本法の公布

我が国の障がい者施策は、身体障がい者及び知的障がい者の総合施策推進のための基本法制定を求める高まりを受け、昭和45年の「心身障害者対策基本法」において、その総合的な推進を図ることが示され、その後、「完全参加と平等」をテーマとする昭和56年の「国際障害者年」を契機に、さらに推進が図られることになりました。昭和58年には、「国際障害者年」を受けて「国連・障害者の十年」が宣言されたことを踏まえ、我が国における最初の「障害者施策に関する長期計画」が策定され、平成5年には「障害者対策に関する新長期計画」を策定、さらに同年、それまでの「心身障害者対策基本法」を全面改正し、「障害者基本法」を公布しました。

(2) 障害者基本法に基づく長期計画の策定

国では、平成5年の「障害者対策に関する新長期計画（平成5年～14年）」（平成5年の障害者基本法の改正により、障害者基本計画の第1次計画とみなされた）に続き、平成14年には平成5年の障害者基本法の改正に基づく障害者基本計画（第2次、平成15年～24年）が策定されました。これにより、国では、障がいのある方もない方も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーションの理念」と、リハビリテーションの理念のもと、障がい者施策の総合的かつ効果的な推進を進めてきました。

【法令面での主な進展】

- 平成16年 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）の制定
- 平成17年 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の制定
- 平成18年 改正教育基本法（平成18年法第120号）
バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、平成18年法律第91号）

(3) 支援費制度の施行

平成11年の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正に伴い、平成14年4月から精神保健福祉事務が県から市町村に移管され、市町村が精神障がい者のための福祉サービスを実施することとなりました。また、平成15年には社会福祉基礎構造改革の一環として、県・市町村が福祉サービスの内容やサービスを行う事業者や施設を決定するといったそれまでの「措置制度」から、障がい者の自己決定を尊重し、事業者との対等な関係・契約によりサービスを利用する「支援費制度」が始まるという大きな制度改革が行われました。

(4) 障害者自立支援法の施行

平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、①障がいの種別にかかわらずサービスが利用できるよう障害福祉サービスを一元化し、施設・事業を再編、②市町村が一元的にサービスを提供する、③利用者応益負担と国の財政責任の明確化、④就労支援の抜本的強化、⑤支給決定の仕組みの透明化・明確化等が挙げられ、障がい者施策の大きな転換が図られました。

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の施行

我が国の障がい者福祉制度は、平成15年に「支援費制度」が施行され、平成18年には「障害者自立支援法」へ移行し、平成24年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と改正、平成25年4月に施行（一部26年4月施行）されました。障害者総合支援法では、①法に基づく総合かつ計画的な支援の実施のために基本理念を制定、②障がい者の範囲に難病等を追加し、制度の谷間のない支援を提供、③障害程度区分を障害支援区分に改定、重度訪問介護の対象を拡大、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一元化、地域移行支援の対象を拡大、地域生活支援事業の追加など、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などの主な改正がされています。

(6) 障害者基本計画（第3次）の策定

国では、障害者基本計画（第2次）の期間の満了を迎えるにあたって、障害者政策委員会において、国際社会の状況やこれまでの国における取組の進展などを踏まえ、平成24年7月以降審議を行ってきました。この審議の結果を踏まえ、障害者基本計画（第3次、平成25年度～29年度）を策定し、平成23年の障害者基本法改正の内容を踏まえ、①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調などを盛り込んだ計画としています。

(7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の策定

国では、平成27年に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第6条第1項の規定に基づき、①不当な差別的扱いの禁止、②社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮の実施、③行政機関等が講ずるべき差別を解消するための措置などを定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を策定しました。

【近年の法令面での進展】

- 平成24年 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）（平成17年法律第123号）の制定
障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）（平成24年法律第50号）の制定
- 平成25年 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）（平成25年法律第65号）の制定
成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（平成25年法律第21号）の制定
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正（平成25年法律第47号）
- 平成26年 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第69号）
- 平成28年 障害者雇用促進法の改正（障害者の雇用の促進等に関する法律）（平成27年法律第72号）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）
発達障害者支援法の一部を改正する法律の改正（平成28年法律第64号）

(8) 障害者権利条約

平成18年12月13日に、障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）が国連総会本会議で採択され、平成20年5月3日に発効されました。我が国では、平成19年9月28日に署名し、「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」などの成立に伴い、国内の法律が条約の求める水準に達したとして、平成26年1月20日に、批准書を寄託しました。障害者権利条約は、障がい者の人権保障に関する初めての国際条約であり、50か条からなり、法的な拘束力があります。

この条約の主な内容としては、

- 1) 一般原則（障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等）
- 2) 一般的義務（合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等）
- 3) 障害者の権利実現のための措置（身体の自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容）
- 4) 条約の実施のための仕組み（条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討）
となっています。

(9) 栃木県の動向

栃木県においては、国等の障害福祉行政を取り巻く状況の変化に的確に対応し、「完全参加と平等」をテーマとした昭和56年の国際障害者年を契機として、県における障がい福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成21年3月に「新とちぎ障害者プラン21」を策定し、障がい者計画を策定してきました。

その後、平成27年度を初年度とする「とちぎ障害者プラン21(2015～2020)栃木県障害者計画」を策定しました。

また、県では、全ての県民が、障がいの有無にかかわらず、共に支え合う地域社会の実現を目指し、障がい者差別の解消に取り組んでいくため、「栃木県障害者差別解消推進条例」が平成28年10月1日に施行されました。

(10) 那須町のこれまでの取り組み

本町においては、国・県等の動向及び障がいのある人の実態やニーズに対応し、生活支援や保健・医療、雇用・就労、教育・育成、啓発・地域交流、生活環境等の分野において、様々な施策を推進し、行動する勇気、自立する勇気、参加する勇気、介助する勇気、支援する勇気など、ふれあいや支えあいに欠かせない「勇気」をキーワードとし、その実現にむけて行動できる体制に取り組むため、平成23年度に「一步ふみだす勇気を応援する人とまち」を基本理念とした『那須町障害者計画（平成24年度～28年度）』を策定し、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。また、平成26年度には「那須町第4期障害福祉計画」（平成27年度～平成29年度）を策定し、障がい福祉サービスの円滑な提供や基盤整備をしていくための見直しが行われました。

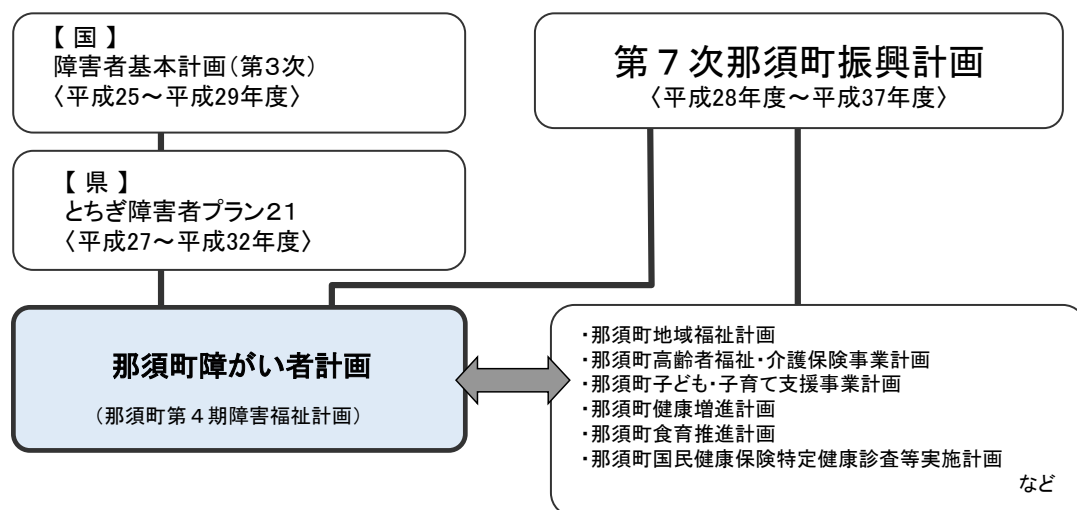
今後は、さらに障がいのある人の自立生活の実現や利用者の立場に立ったサービス提供の充実や、各障がい福祉サービスが充実するよう検討を行い、障がい者施策を計画的に推進していきます。

第2節 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定します。国および栃木県それぞれが策定した関連の計画との整合・連携を図りながら、障がい者施策を総合的にかつ計画的に定めます。

また、「第7次那須町総合振興計画」（平成28年3月）の部門別計画として策定するとともに、国及び栃木県が策定した上位計画・関連計画、本町が策定した他の関連計画との整合・連携を図ります。

この計画は、町が取り組むべき今後の障がい者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に、住民や関係企業・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。



第3節 障がい者計画と障がい福祉計画との関係

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定します。また、国及び栃木県が策定した関連計画との整合・連携を図りながら、障がい者施策を総合的、計画的に定めるものです。

一方、障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する市町村障害福祉計画」であって、策定にあたっては国の定める基本指針に即し、栃木県の計画との整合を図ります。

障がい者施策の基本的な方向性を示す障がい者計画と、障がい福祉サービス等の提供体制の確保等について定める障がい福祉計画とは、相互に補完的な計画として策定されるものとなっています。

第4節 計画の期間

本計画は、「那須町障がい福祉計画」と相互の関係性があることから、本対象期間は、「第5期那須町障がい福祉計画」の改訂時期に合わせ、平成29年度から平成32年度までの4年間とします。また、目標年度である平成32年度には、事業の検証や評価を行った後、国の動向等を注視しながら、次期計画の策定について検討していきます。

H27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
第6次 総合振興計画	第7次那須町振興計画(平成28年度～37年度)					
第2次那須町障害者計画 (平成24年度～28年度)	第3次那須町障がい者計画 (平成29年度～32年度)				次期計画	
那須町障害福祉計画 (第4期)		那須町障がい福祉計画 (第5期)			第6期	

第5節 計画の対象者

本計画では、障害者基本法第2条に定義する障がい者を施策の対象とします。

ただし、具体的事業の対象となる障がい者の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。

障害者基本法第2条

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

上記の人々を本計画の対象としていますが、障がいのある方もない方も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すという理念においては、あらゆる住民の理解と協力が必要であることから、全住民が計画の対象とも言えます。

第6節 計画の策定体制

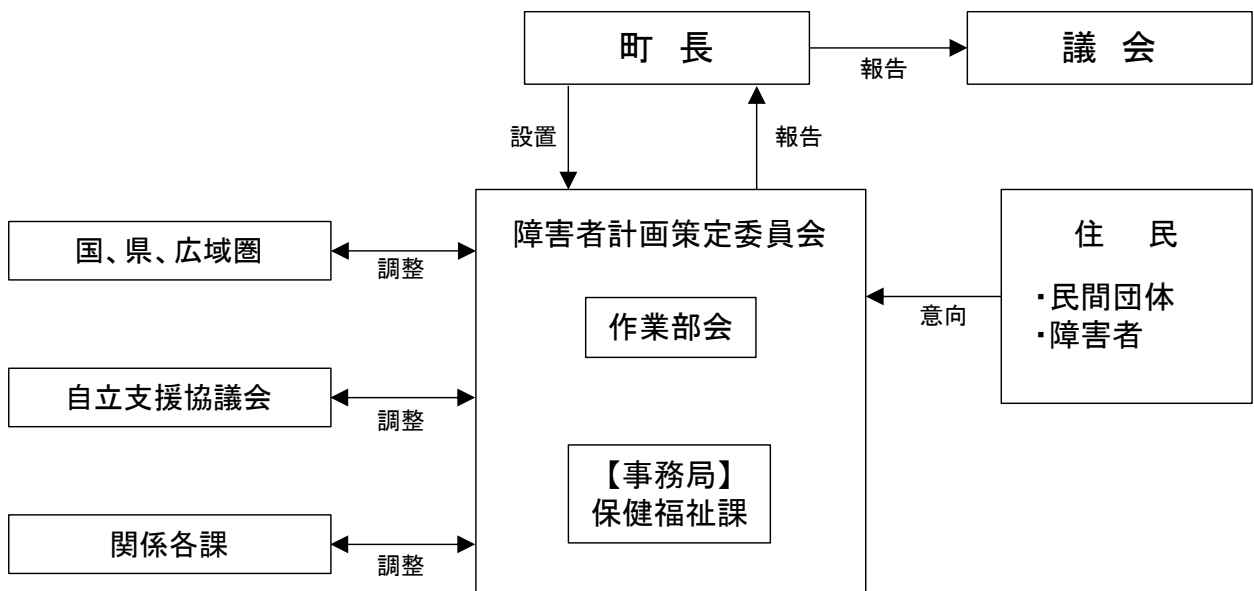
本計画の策定は、以下の体制で行いました。また、次の点に考慮しながら調査、計画検討を実施しました。

1 障がいのある人の実態把握

本町に居住する障がいのある人の実態、障がい者施策の意向等をふまえ、実現性の高い計画とするため、アンケート調査を実施しました。

2 計画実施部門との連携

計画を実施する関係各課、保健・医療・福祉団体等の十分な調整を図りました。



第2章 障がいのある人をめぐる状況

第1節 障がい者数等の推移

1 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳の所持者は、平成23年度以降、微増傾向にあり、平成27年度では1,186人となっています。最も多いのは肢体不自由者・児となっており、平成23年と比べ平成27年度では77人増加の644人となっています。

また、平成27年度の等級別割合を見ると、1級と2級を合わせた割合は45.1%と手帳所持者のほぼ半数を占めています。

身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	増減 H23→H27
視覚障がい	71	69	67	65	66	-5
聴覚・平衡機能障がい	126	132	126	131	131	5
音声・言語・そしゃく機能障がい	10	10	9	9	10	0
肢体不自由	567	609	619	627	644	77
内部障がい	233	243	269	283	292	59
重複	40	35	37	36	43	3
合計	1,047	1,098	1,127	1,151	1,186	139

各年度3月31日現在

等級別身体障害者手帳所持者数（内訳）

(単位：人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	30	21	3	2	8	2	66
聴覚・平衡機能障がい	0	27	22	34	0	48	131
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	0	3	7	0	0	10
肢体不自由	100	134	116	164	87	43	644
内部障がい	190	1	15	86	0	0	292
重複	23	10	3	5	2	0	43
比率	28.92	16.27	13.66	25.13	8.18	7.84	100
合計	343	193	162	298	97	93	1,186

平成28年3月31日現在

2 療育手帳所持者の状況

療育手帳の所持者は、平成23年度以降増加傾向で推移し、平成27年度では272人となっています。また、平成27年度の程度別療育手帳交付者数を見ると、B1の割合が最も多くなっています。

療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	増 減 H23→H27
療育手帳所持者	245	249	249	258	272	27

各年度3月31日現在

程度別療育手帳所持者数（内訳）

(単位：人)

区 分	A1	A2	B1	B2	合 計
18歳未満	3	4	15	17	39
18歳以上	19	83	76	55	233
合 計	22	87	91	72	272
構成比	8.5	31.98	33.46	26.47	100

平成28年3月31日現在

3 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、平成23年度以降増加で推移し、平成27年度では平成23年度に比べ40人増加の135人となっています。等級別の推移では、1級の増加割合が高くなっています。

また、自立支援医療（精神通院）制度受給者数も増加傾向にあり、平成27年度は、平成23年度に比べ30人増加の262人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	増 減 H23→H27
1 級	17	23	27	31	40	23
2 級	59	59	69	75	79	20
3 級	19	17	15	14	16	-3
合 計	95	99	111	120	135	40

各年度3月31日現在

自立支援医療（精神通院）制度受給者数の推移

(単位：人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	増 減 H23→H27
自立支援医療 (精神通院) 制度 受給者数	232	249	251	258	262	30

各年度 3 月 31 日現在

4 難病患者の状況

難病患者等福祉手当の受給者数は、平成 27 年度で 183 人となっており、平成 23 年度に比べ 38 人増加しています。

また、平成 26 年 5 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成 27 年 1 月から新たな指定難病等に係る医療給付制度が実施されています。対象疾患数が平成 27 年 7 月に 306 疾患に拡大されたことに伴い、今後もさらに受給者数の増加が見込まれます。

指定難病特定医療費受給者数の推移

(単位：人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	増 減 H23→H27
指定難病特定 医療費受給者数	145	158	162	174	183	38

各年度 3 月 31 日現在

5 障害支援区分（旧：障害程度区分）

障害支援区分認定者は、平成 25 年度まで 150 人前後で推移していましたが、その後増加傾向となり、平成 27 年度では、182 人となっています。

障害支援区分認定者の推移

(単位：人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
区分 1	10	10	4	6	6
区分 2	12	11	10	16	17
区分 3	31	36	36	44	43
区分 4	31	28	28	31	40
区分 5	19	24	31	34	28
区分 6	40	41	40	45	48
合計	143	150	149	176	182

※各年度 3 月 31 日現在

第2節 公立小・中学校の特別支援学級及び児童・生徒状況

公立小・中学校の特別支援学級及び児童・生徒数の推移は、平成27年度に18学級、59人となっています。

公立小・中学校の特別支援学級数及び児童・生徒数

(単位：学級、人)

学校種別		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒	学校	児童生徒
知的	小学校	3	13	4	17	4	15	5	21
	中学校	5	11	3	11	3	10	3	9
	計	8	24	7	28	7	25	8	30
情緒	小学校	8	23	8	23	8	19	7	23
	中学校	3	16	5	18	3	15	3	6
	計	11	39	13	41	11	34	10	29
合計	小学校	11	36	12	40	12	34	12	44
	中学校	8	27	8	29	6	25	6	15
	計	19	63	20	69	18	59	18	59

※各年度5月1日現在

【参考】 公立小・中学校数及び児童生徒数

(単位：校、人)

年度種別	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	学校数	児童生徒	学校数	児童生徒	学校数	児童生徒	学校数	児童生徒
小学校	13	1,183	10	1,136	10	1,077	7	1,006
中学校	4	660	4	647	3	628	3	616
合計	17	1,843	14	1,783	13	1,705	10	1,622

※各年度5月1日現在

※平成24年4月から「那須町学校適正配置等計画」により学校の統廃合が進められています。

【参考】 県立那須特別支援学校の児童生徒数

年度種別	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	児童生徒	うち 那須町	児童生徒	うち 那須町	児童生徒	うち 那須町	児童生徒	うち 那須町
小学部	115	5	116	4	115	7	112	8
中学部	70	4	59	3	63	5	68	6
高等部	132	18	132	13	145	14	128	9
計	317	27	307	20	323	26	308	23

※各年度5月1日現在

第3節 障がい者福祉に関するアンケート結果の概要

(1) 調査の目的

本調査は、「第3次那須町障がい者計画」策定の基礎資料として、本町に在住する障がい者の生活の状況や要望、障がい者施策に対する意見等を調査し、障がい者をめぐる現状の把握を行うことを目的に実施しました。

(2) 調査実施期間

配布：平成28年9月16日（金）

回収：平成28年9月30日（金）

(3) 調査実施対象者

- ・那須町在住の障害者手帳をお持ちの方から500名を抽出。

(4) 調査票の配布・回収方法

- ・返信用封筒を同封して発送・郵送回収

(5) 調査票の回収数及び有効回収率

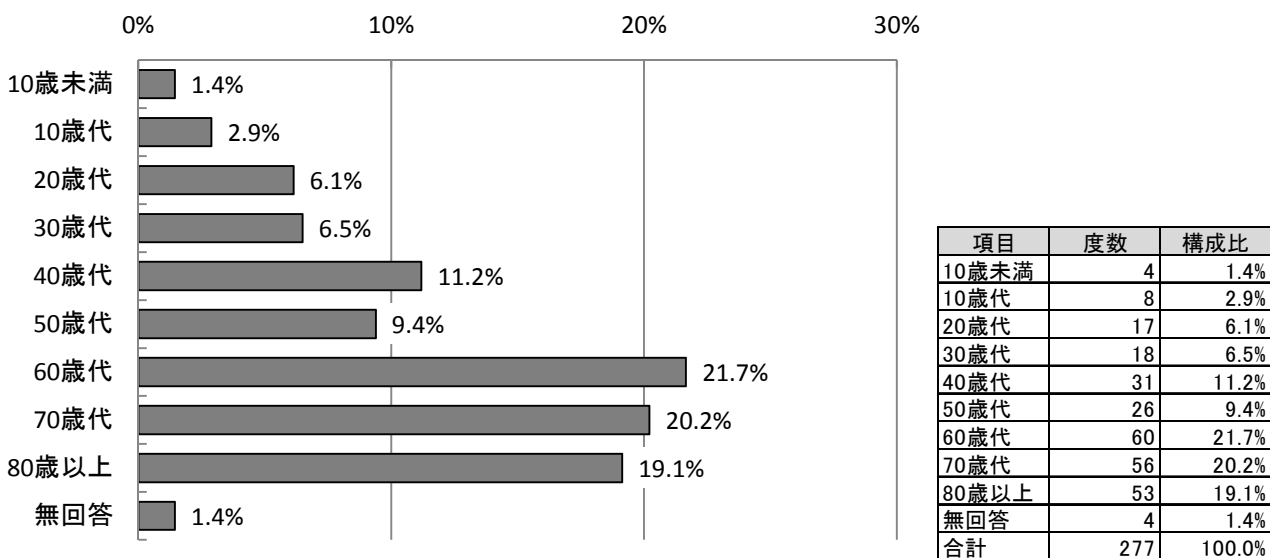
対象	配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回収率
障害者手帳所持者	500	277	55.4%	277	55.4%

(6) 調査結果概要

①あなた（宛名の方）の性別・年齢・ご家族などについて

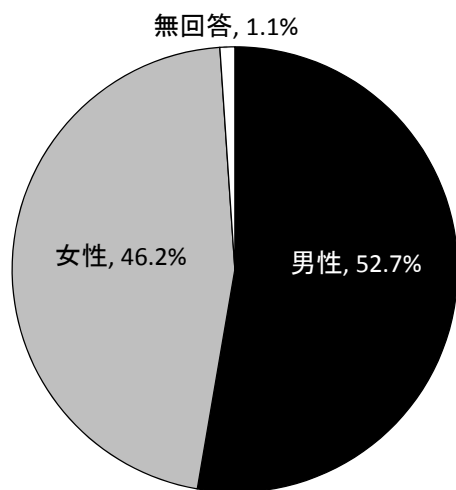
問 あなたの年齢をお答えください。（平成28年9月1日現在）

年齢については、「60歳代」が21.7%と最も高く、次いで「70歳代」が20.2%、「80歳以上」が19.1%となっており、60歳以上の方が約6割を占め高くなっています。



問 あなたの性別をお答えください。

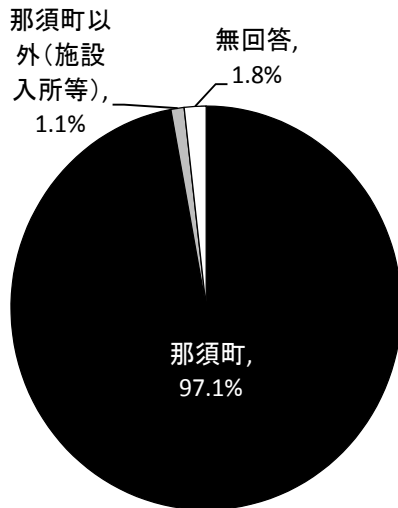
性別については、「男性」が52.7%、「女性」が46.2%となっており、やや「男性」の方が多くなっています。



項目	度数	構成比
男性	146	52.7%
女性	128	46.2%
無回答	3	1.1%
合計	277	100.0%

問 あなたのお住まいはどこですか。

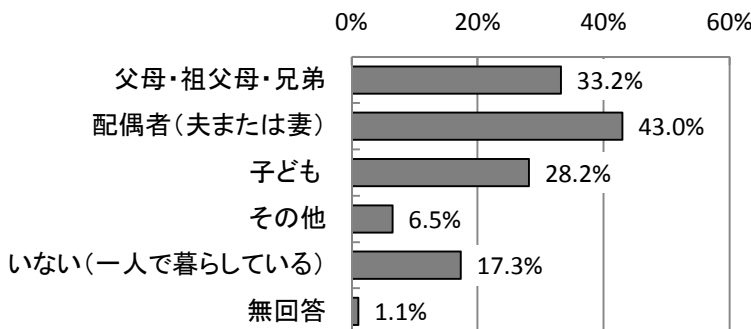
居住地については、「那須町」が97.1%となっており、ほとんどの方が那須町に住んでいると回答しています。



項目	度数	構成比
那須町	269	97.1%
那須町以外(施設入所等)	3	1.1%
無回答	5	1.8%
合計	277	100.0%

問 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。

一緒に暮らしている人については、「配偶者(夫または妻)」が43.0%と最も高く、次いで「父母・祖父母・兄弟」が33.2%、「子ども」が28.2%となっています。また、「いない(一人で暮らしている)」という回答は17.3%となっています。

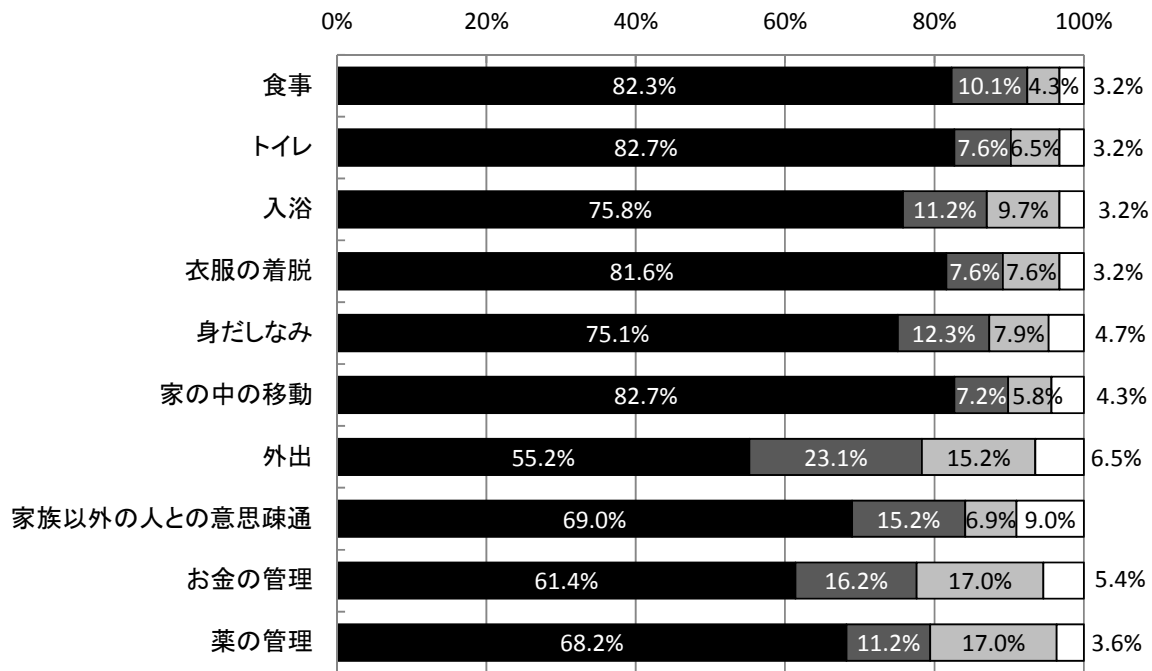


項目	度数	構成比
父母・祖父母・兄弟	92	33.2%
配偶者(夫または妻)	119	43.0%
子ども	78	28.2%
その他	18	6.5%
いない(一人で暮らしている)	48	17.3%
無回答	3	1.1%
回答者数	277	-

問 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください。

「ひとりでできる」という回答が高い項目については、「家の中の移動」、「トイレ」、「食事」、「衣服の着脱」の項目で8割を超え高くなっています。

また、「一部介助が必要」、「全部介助が必要」という回答が高い項目については、「外出」、「お金の管理」、「薬の管理」となっています。



■ひとりでできる ■一部介助が必要 □全部介助が必要 □無回答

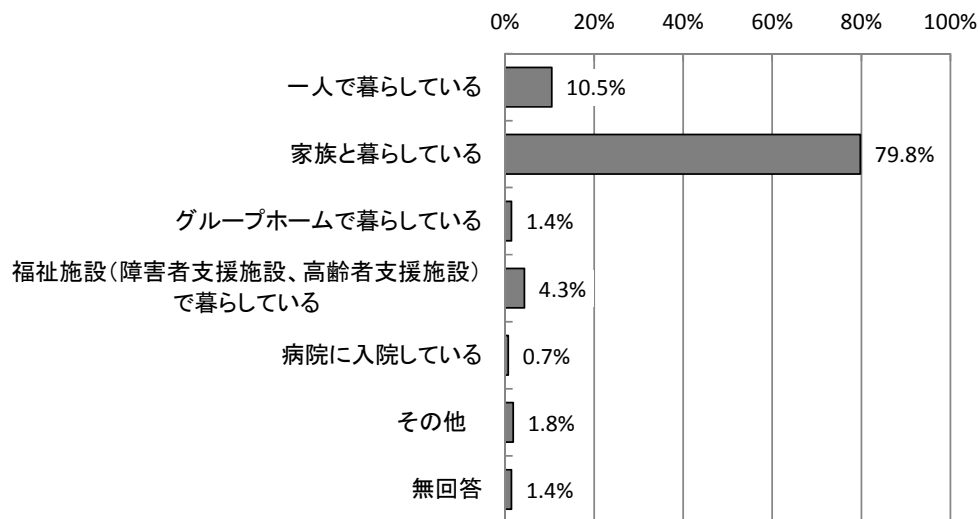
項目(度数)	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要	無回答	合計
食事	228	28	12	9	277
トイレ	229	21	18	9	277
入浴	210	31	27	9	277
衣服の着脱	226	21	21	9	277
身だしなみ	208	34	22	13	277
家の中の移動	229	20	16	12	277
外出	153	64	42	18	277
家族以外の人との意思疎通	191	42	19	25	277
お金の管理	170	45	47	15	277
薬の管理	189	31	47	10	277

項目(構成比)	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要	無回答	合計
食事	82.3%	10.1%	4.3%	3.2%	100.0%
トイレ	82.7%	7.6%	6.5%	3.2%	100.0%
入浴	75.8%	11.2%	9.7%	3.2%	100.0%
衣服の着脱	81.6%	7.6%	7.6%	3.2%	100.0%
身だしなみ	75.1%	12.3%	7.9%	4.7%	100.0%
家の中の移動	82.7%	7.2%	5.8%	4.3%	100.0%
外出	55.2%	23.1%	15.2%	6.5%	100.0%
家族以外の人との意思疎通	69.0%	15.2%	6.9%	9.0%	100.0%
お金の管理	61.4%	16.2%	17.0%	5.4%	100.0%
薬の管理	68.2%	11.2%	17.0%	3.6%	100.0%

②住まいや暮らしについて

問 あなたは現在どのように暮らしていますか。

現在の暮らしについては、「家族と暮らしている」が79.8%と最も高く、約8割の方が回答しています。次いで、「一人で暮らしている」が10.5%、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」が4.3%となっています。

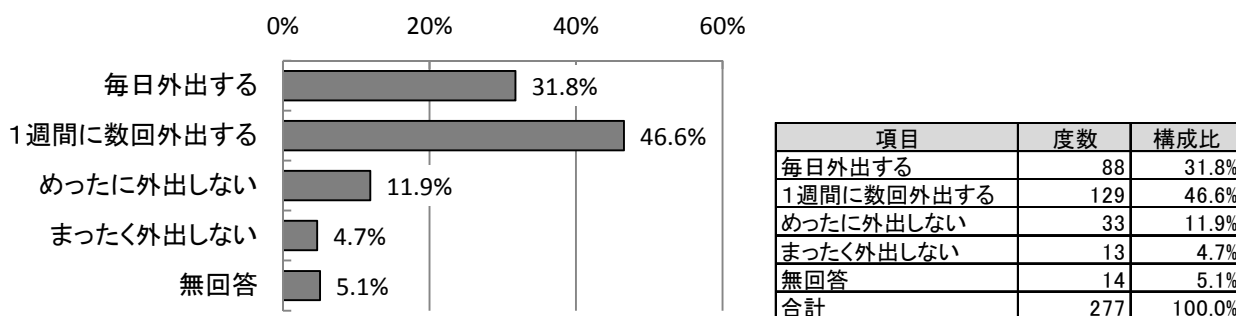


項目	度数	構成比
一人で暮らしている	29	10.5%
家族と暮らしている	221	79.8%
グループホームで暮らしている	4	1.4%
福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている	12	4.3%
病院に入院している	2	0.7%
その他	5	1.8%
無回答	4	1.4%
合計	277	100.0%

③日中活動や就労について

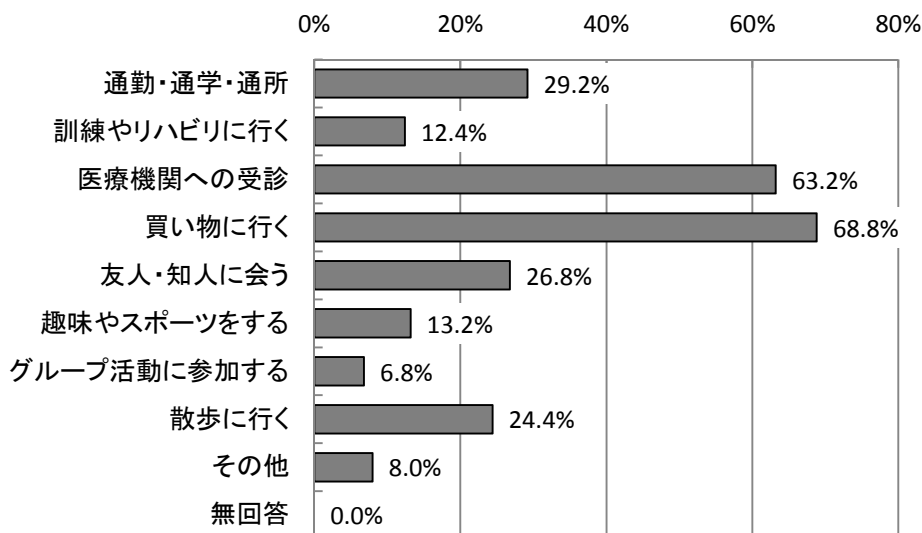
問 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。

1週間の外出の頻度については、「1週間に数回外出する」が46.6%と最も高く、次いで「毎日外出する」が31.8%、「めったに外出しない」が11.9%となっています。



問 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。

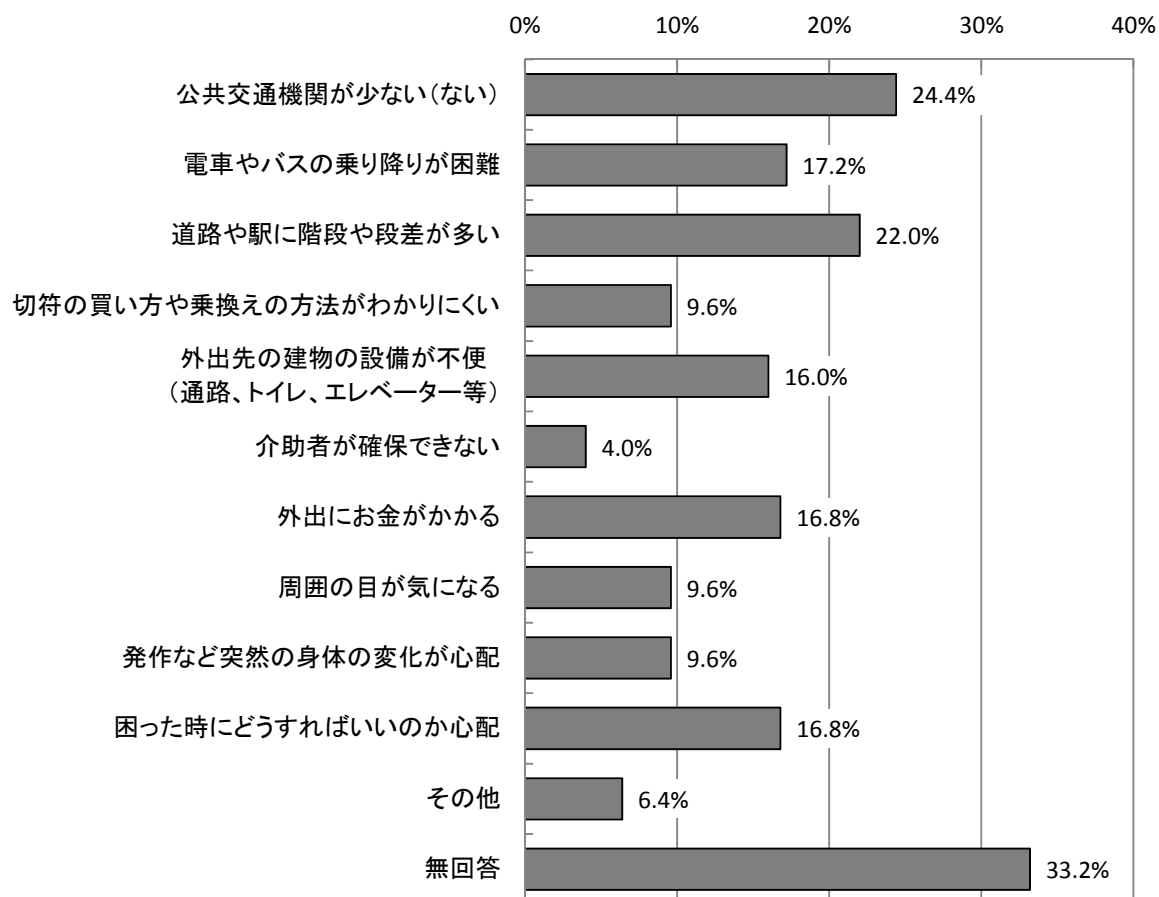
外出の目的については、「買い物に行く」が68.8%と最も高く、次いで「医療機関への受診」が63.2%、「通勤・通学・通所」が29.2%となっています。



項目	度数	構成比
通勤・通学・通所	73	29.2%
訓練やリハビリに行く	31	12.4%
医療機関への受診	158	63.2%
買い物に行く	172	68.8%
友人・知人に会う	67	26.8%
趣味やスポーツをする	33	13.2%
グループ活動に参加する	17	6.8%
散歩に行く	61	24.4%
その他	20	8.0%
無回答	0	0.0%
回答者数	250	-
非該当	27	-
合計	277	-

問 外出する時に困ることは何ですか。

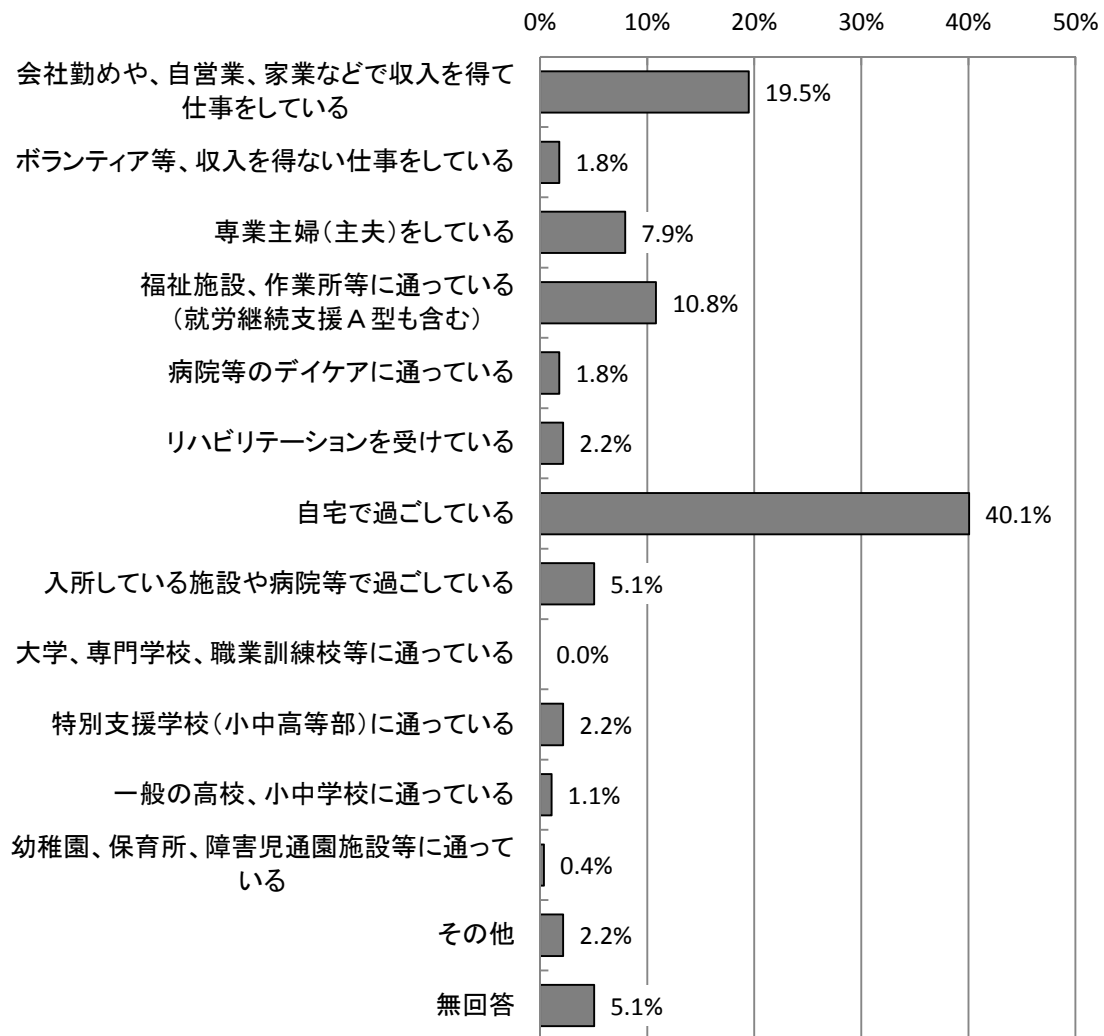
外出時に困ることについては、「公共交通機関が少ない(ない)」が24.4%と最も高く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」が22.0%、「電車やバスの乗り降りが困難」が17.2%となっています。



項目	度数	構成比
公共交通機関が少ない(ない)	61	24.4%
電車やバスの乗り降りが困難	43	17.2%
道路や駅に階段や段差が多い	55	22.0%
切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	24	9.6%
外出先の建物の設備が不便 (通路、トイレ、エレベーター等)	40	16.0%
介助者が確保できない	10	4.0%
外出にお金がかかる	42	16.8%
周囲の目が気になる	24	9.6%
発作など突然の身体の変化が心配	24	9.6%
困った時にどうすればいいのか心配	42	16.8%
その他	16	6.4%
無回答	83	33.2%
回答者数	250	-
非該当	27	-
合計	277	-

問 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

平日の日中の過ごし方については、「自宅で過ごしている」が40.1%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が19.5%、「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」が10.8%となっています。

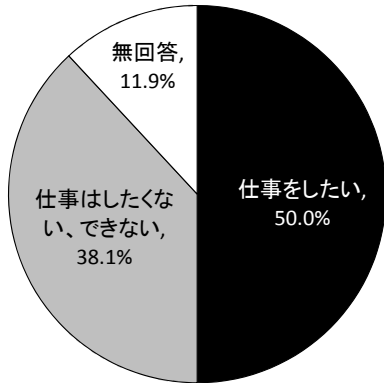


項目	度数	構成比
会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている	54	19.5%
ボランティア等、収入を得ない仕事をしている	5	1.8%
専業主婦(主夫)をしている	22	7.9%
福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む)	30	10.8%
病院等のデイケアに通っている	5	1.8%
リハビリテーションを受けている	6	2.2%
自宅で過ごしている	111	40.1%
入所している施設や病院等で過ごしている	14	5.1%
大学、専門学校、職業訓練校等に通っている	0	0.0%
特別支援学校(小中高等部)に通っている	6	2.2%
一般の高校、小中学校に通っている	3	1.1%
幼稚園、保育所、障害児通園施設等に通っている	1	0.4%
その他	6	2.2%
無回答	14	5.1%
合計	277	100.0%

【前問で、1以外を選択した18～64歳の方にお聞きします。】

問 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いませんか。

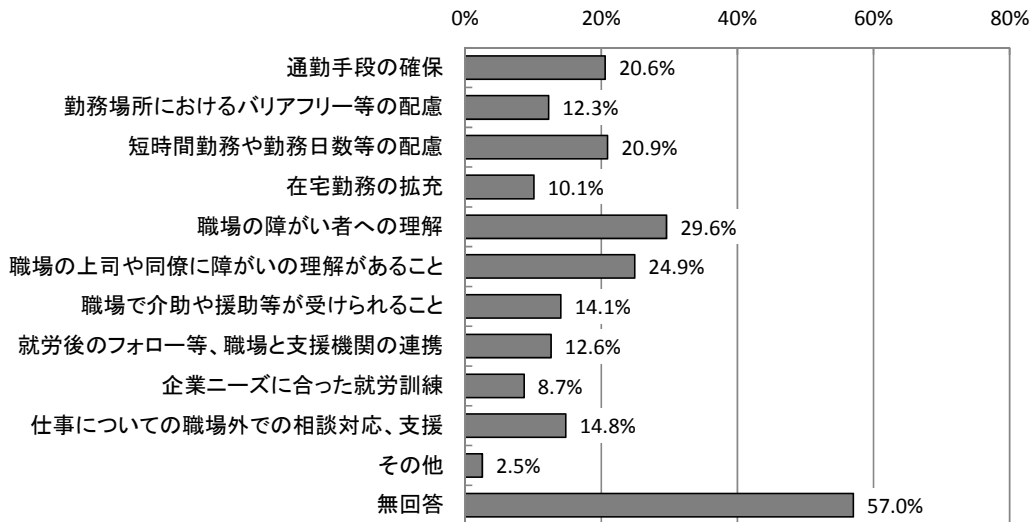
今後、収入を得る仕事をしたいかについては、「仕事をしたい」が50.0%、「仕事はしたくない、できない」が38.1%となっています。



項目	度数	構成比
仕事をしたい	42	50.0%
仕事はしたくない、できない	32	38.1%
無回答	10	11.9%
回答者数	84	100.0%
非該当	193	-
合計	277	-

問 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

障がい者の就労支援として必要だと思うことについては、「職場の障がい者への理解」が29.6%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が24.9%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が20.9%、「通勤手段の確保」が20.6%となっています。



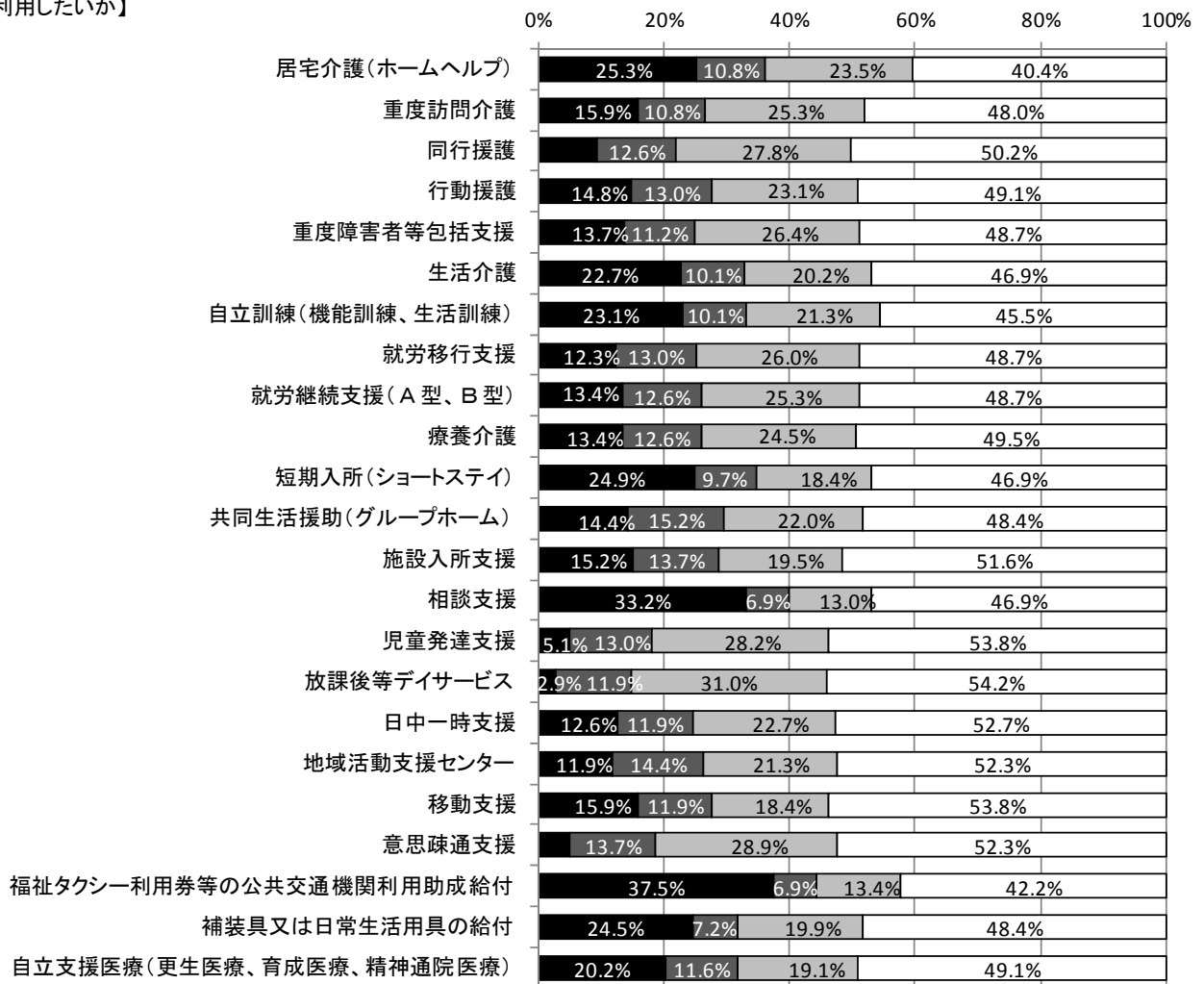
項目	度数	構成比
通勤手段の確保	57	20.6%
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	34	12.3%
短時間勤務や勤務日数等の配慮	58	20.9%
在宅勤務の拡充	28	10.1%
職場の障がい者への理解	82	29.6%
職場の上司や同僚に障がいの理解があること	69	24.9%
職場で介助や援助等が受けられること	39	14.1%
就労後のフォロー等、職場と支援機関の連携	35	12.6%
企業ニーズに合った就労訓練	24	8.7%
仕事についての職場外での相談対応、支援	41	14.8%
その他	7	2.5%
無回答	158	57.0%
回答者数	277	-

④障害福祉サービス等の利用についてお聞きします。

問 あなたは次のサービスを今後利用したいと考えますか。

今後利用したい割合が高い項目については、「福祉タクシー利用券等の公共交通機関利用助成給付」が37.5%、「相談支援」が33.2%、「居宅介護（ホームヘルプ）」が25.3%となっています。

【今後利用したいか】



■ 利用したい ■ 利用しない □ 必要ない □ 無回答

項 目	利用したい	利用しない	必要ない	無回答	合計
居宅介護(ホームヘルプ)	70	30	65	112	277
重度訪問介護	44	30	70	133	277
同行援護	26	35	77	139	277
行動援護	41	36	64	136	277
重度障害者等包括支援	38	31	73	135	277
生活介護	63	28	56	130	277
自立訓練(機能訓練、生活訓練)	64	28	59	126	277
就労移行支援	34	36	72	135	277
就労継続支援(A型、B型)	37	35	70	135	277
療養介護	37	35	68	137	277
短期入所(ショートステイ)	69	27	51	130	277
共同生活援助(グループホーム)	40	42	61	134	277
施設入所支援	42	38	54	143	277
相談支援	92	19	36	130	277
児童発達支援	14	36	78	149	277
放課後等デイサービス	8	33	86	150	277
日中一時支援	35	33	63	146	277
地域活動支援センター	33	40	59	145	277
移動支援	44	33	51	149	277
意思疎通支援	14	38	80	145	277
福祉タクシー利用券等の公共交通機関利用助成給付	104	19	37	117	277
補装具又は日常生活用具の給付	68	20	55	134	277
自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)	56	32	53	136	277

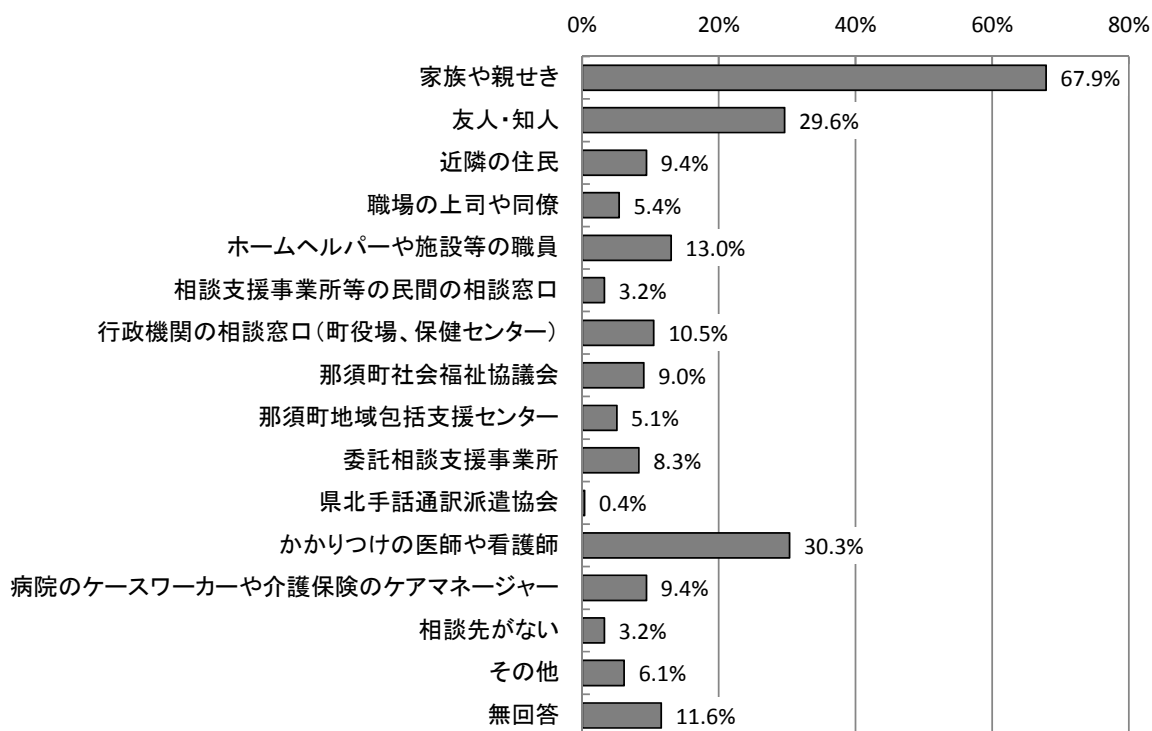
項 目	利用したい	利用しない	必要ない	無回答	合計
居宅介護(ホームヘルプ)	25.3%	10.8%	23.5%	40.4%	100.0%
重度訪問介護	15.9%	10.8%	25.3%	48.0%	100.0%
同行援護	9.4%	12.6%	27.8%	50.2%	100.0%
行動援護	14.8%	13.0%	23.1%	49.1%	100.0%
重度障害者等包括支援	13.7%	11.2%	26.4%	48.7%	100.0%
生活介護	22.7%	10.1%	20.2%	46.9%	100.0%
自立訓練(機能訓練、生活訓練)	23.1%	10.1%	21.3%	45.5%	100.0%
就労移行支援	12.3%	13.0%	26.0%	48.7%	100.0%
就労継続支援(A型、B型)	13.4%	12.6%	25.3%	48.7%	100.0%
療養介護	13.4%	12.6%	24.5%	49.5%	100.0%
短期入所(ショートステイ)	24.9%	9.7%	18.4%	46.9%	100.0%
共同生活援助(グループホーム)	14.4%	15.2%	22.0%	48.4%	100.0%
施設入所支援	15.2%	13.7%	19.5%	51.6%	100.0%
相談支援	33.2%	6.9%	13.0%	46.9%	100.0%
児童発達支援	5.1%	13.0%	28.2%	53.8%	100.0%
放課後等デイサービス	2.9%	11.9%	31.0%	54.2%	100.0%
日中一時支援	12.6%	11.9%	22.7%	52.7%	100.0%
地域活動支援センター	11.9%	14.4%	21.3%	52.3%	100.0%
移動支援	15.9%	11.9%	18.4%	53.8%	100.0%
意思疎通支援	5.1%	13.7%	28.9%	52.3%	100.0%
福祉タクシー利用券等の公共交通機関利用助成給付	37.5%	6.9%	13.4%	42.2%	100.0%
補装具又は日常生活用具の給付	24.5%	7.2%	19.9%	48.4%	100.0%
自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)	20.2%	11.6%	19.1%	49.1%	100.0%

⑤相談相手についてお聞きします。

問 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。

悩み等の相談相手については、「家族や親せき」が67.9%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が30.3%、「友人・知人」が29.6%となっています。

また、委託相談支援事業所と回答された方の相談場所については、「指定相談支援事業所ノエル」が8件と最も多く、次いで「地域生活支援センター「ゆずり葉」」が5件、「那須地区障害者相談支援センター」が3件となっています。



項目	度数	構成比
家族や親せき	188	67.9%
友人・知人	82	29.6%
近隣の住民	26	9.4%
職場の上司や同僚	15	5.4%
ホームヘルパーや施設等の職員	36	13.0%
相談支援事業所等の民間の相談窓口	9	3.2%
行政機関の相談窓口(町役場、保健センター)	29	10.5%
那須町社会福祉協議会	25	9.0%
那須町地域包括支援センター	14	5.1%
委託相談支援事業所	23	8.3%
県北手話通訳派遣協会	1	0.4%
かかりつけの医師や看護師	84	30.3%
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	26	9.4%
相談先がない	9	3.2%
その他	17	6.1%
無回答	32	11.6%
合計	277	-

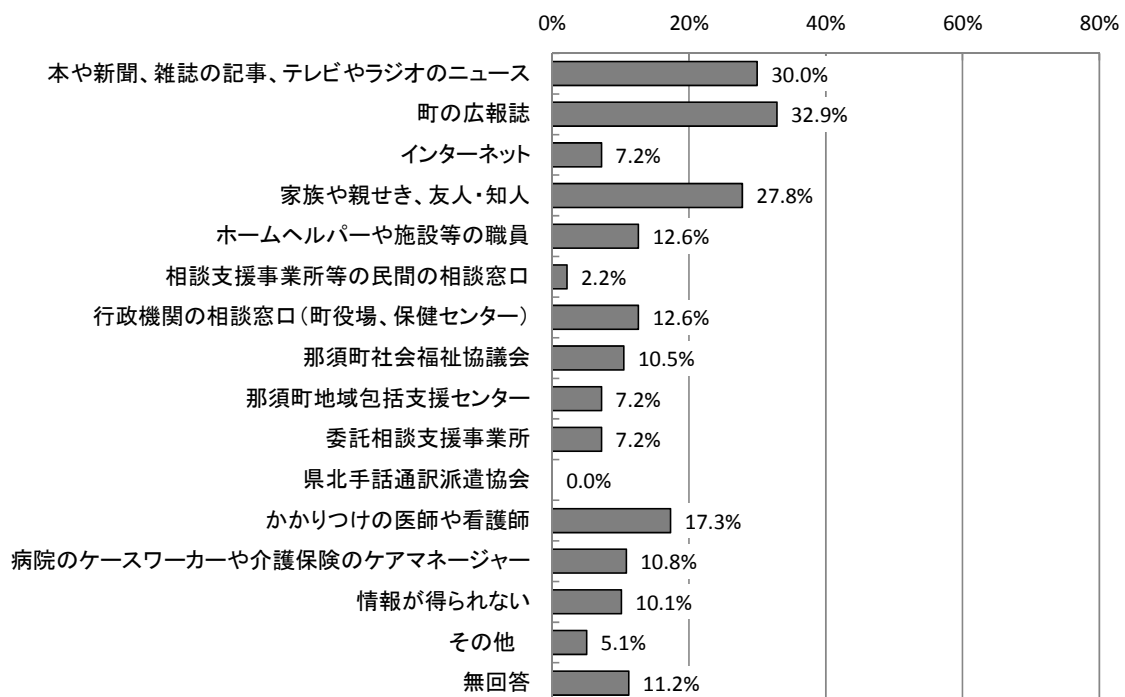
【委託相談支援事業所】

項目	度数	構成比
那須地区障害者相談支援センター	3	13.0%
地域生活支援センター「ゆずり葉」	5	21.7%
指定相談支援事業所ノエル	8	34.8%
無回答	9	39.1%
回答者数	23	-
非該当	254	-
合計	277	-

問 あなたは障がいのことや福祉サービス等に関する情報を、どこから知ることが多いですか。

福祉サービス等の情報の入手先については、「町の広報紙」が32.9%と最も高く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が30.0%、「家族や親せき、友人・知人」が27.8%となっています。

また、委託相談支援事業所と回答された方の情報の入手先については、「指定相談支援事業所ノエル」が8件と最も多く、次いで「地域生活支援センター「ゆずり葉」」が4件、「那須地区障害者相談支援センター」が3件となっています。



項目	度数	構成比
本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	83	30.0%
町の広報紙	91	32.9%
インターネット	20	7.2%
家族や親せき、友人・知人	77	27.8%
ホームヘルパーや施設等の職員	35	12.6%
相談支援事業所等の民間の相談窓口	6	2.2%
行政機関の相談窓口(町役場、保健センター)	35	12.6%
那須町社会福祉協議会	29	10.5%
那須町地域包括支援センター	20	7.2%
委託相談支援事業所	20	7.2%
県北手話通訳派遣協会	0	0.0%
かかりつけの医師や看護師	48	17.3%
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	30	10.8%
情報が得られない	28	10.1%
その他	14	5.1%
無回答	31	11.2%
合計	277	-

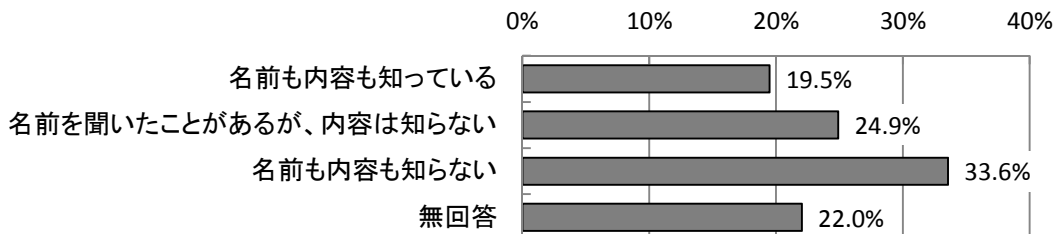
【委託相談支援事業所】

項目	度数	構成比
那須地区障害者相談支援センター	3	15.0%
地域生活支援センター「ゆずり葉」	4	20.0%
指定相談支援事業所ノエル	8	40.0%
無回答	7	35.0%
回答者数	20	-
非該当	257	-
合計	277	-

⑥権利擁護についてお聞きします。

問 成年後見制度について知っていますか。

成年後見制度の認知度については、「名前も内容も知らない」が33.6%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が24.9%、「名前も内容も知っている」が19.5%となっています。

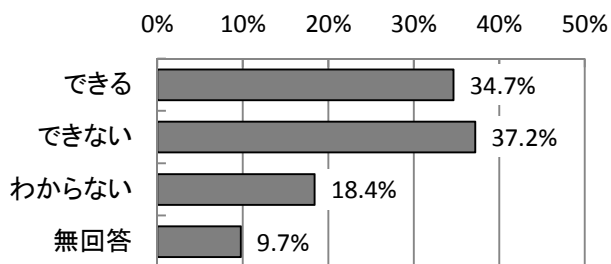


項目	度数	構成比
名前も内容も知っている	54	19.5%
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	69	24.9%
名前も内容も知らない	93	33.6%
無回答	61	22.0%
合計	277	100.0%

⑦災害時の避難等についてお聞きします。

問 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。

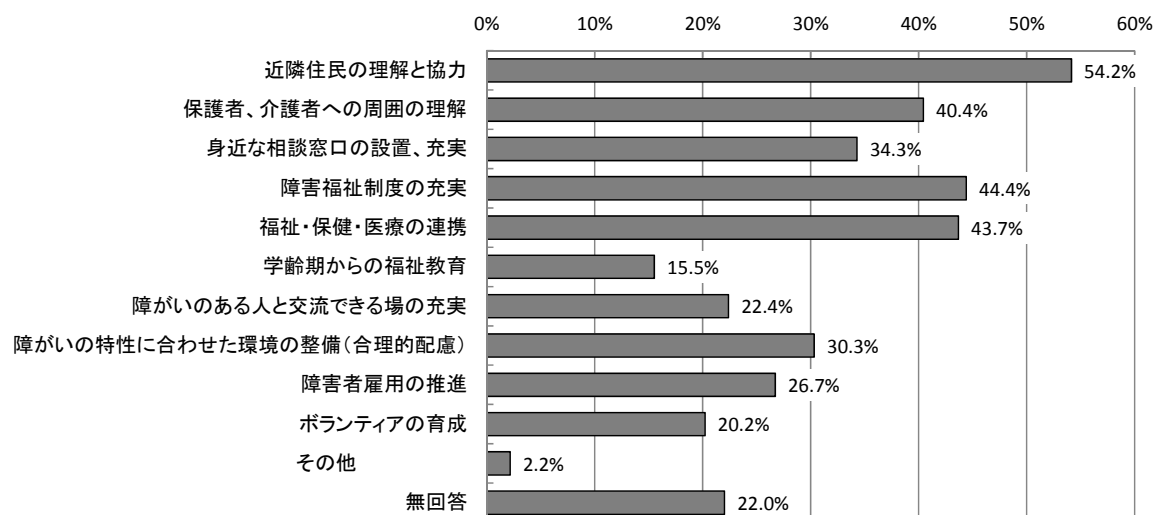
火事や地震等の災害時に一人で避難できるかについては、「できない」が37.2%と最も高く、次いで「できる」が34.7%、「わからない」が18.4%となっています。



項目	度数	構成比
できる	96	34.7%
できない	103	37.2%
わからない	51	18.4%
無回答	27	9.7%
合計	277	100.0%

問 あなたは、共生社会を実現するために、どのようなことが必要だと思いますか。

共生社会を実現するために、必要なことについては、「近隣住民の理解と協力」が54.2%と最も高く、次いで「障害福祉制度の充実」が44.4%、「福祉・保健・医療の連携」が43.7%、「保護者、介護者への周囲の理解」が40.4%となっています。



項目	度数	構成比
近隣住民の理解と協力	150	54.2%
保護者、介護者への周囲の理解	112	40.4%
身近な相談窓口の設置、充実	95	34.3%
障害福祉制度の充実	123	44.4%
福祉・保健・医療の連携	121	43.7%
学齢期からの福祉教育	43	15.5%
障がいのある人と交流できる場の充実	62	22.4%
障がいの特性に合わせた環境の整備(合理的配慮)	84	30.3%
障害者雇用の推進	74	26.7%
ボランティアの育成	56	20.2%
その他	6	2.2%
無回答	61	22.0%
回答者数	277	-

第4節 第2次計画の評価

現計画に記載されている事業のうち、ほぼ全ての事業において、実施回数等が増加、又は横ばいとなっていますが、一部事業については、実施回数等が大きく減少している事業、未実施の事業がありました。

本計画においては、引続き、各事業の継続的な実施に努めるとともに、「相談体制の強化」、「保育・療育内容の充実」、「余暇活動・社会参加の促進」、「権利擁護の充実」等について、特に重点的に推進します。

I 生活支援

基本施策1 相談体制・情報提供の強化

取り組み内容	評価内容	24年度	25年度	26年度	27年度
広報等での情報提供	掲載回数	35回	33回	28回	30回
相談支援の強化	相談回数	898回	799回	807回	1,101回
職員向け研修	実施回数	12回	14回	10回	11回
民生委員協議会との交流会	交流回数	11回	12回	12回	12回
連絡調整のマニュアルづくり	作成の有無	有	有	有	有
当事者部会の育成支援	相談員数	0人	10人	10人	10人
ケア部会の開催（相談支援部会）	開催回数	12回	12回	12回	12回
発達障害等の支援の充実	支援回数	0回	0回	0回	0回

基本施策2 障害福祉サービスの充実

取り組み内容	評価内容	24年度	25年度	26年度	27年度
障害福祉サービスの利用促進	障害福祉計画にて評価				
関係者の連絡会議の実施	実施回数	20回	22回	21回	16回
スタッフ研修会の実施	実施回数	3回	3回	1回	1回

II 保健・医療

基本施策1 療育体制の向上

取り組み内容	評価内容	24年度	25年度	26年度	27年度
3歳児健診の受診率向上	受診率	97.9	95.4	97.9	97.0
早期の療育訓練への移行	移行件数				
	訪問等件数				
発達相談の強化 (療育体制の強化)	相談件数	280	265	243	262
	5歳児相談率	97.2	97.1	98.7	98.0
	発達支援事業 参加児数	実 16 延 72	実 9 延 32	実 16 延 93	実 12 延 68

III 雇用・就労

基本施策1 雇用の促進

取り組み内容	評価内容	24年度	25年度	26年度	27年度
雇用に関する助成制度の周知	周知回数	6回	6回	6回	6回
他分野の団体との交流会	設置の有無	無	無	無	無

基本施策2 福祉的就労の場の確保

取り組み内容	評価内容	24年度	25年度	26年度	27年度
新制度移行の支援	移行件数	0件	1件	0件	0件
自主製品の宣伝・ 販売作りの場の支援	提供回数	50回	50回	50回	50回

IV 教育・育成

基本施策1 保育・療育内容の充実

取り組み内容	評価内容	24年度	25年度	26年度	27年度
障害児の受け入れ拡充	受入れ人数	19人	22人	14人	26人
放課後支援の充実	受入れ人数	1人	7人	5人	1人

基本施策2 学校教育との連携

取り組み内容	評価内容	24年度	25年度	26年度	27年度
教育委員会との合同面接等	実施件数	13件	13件	13件	13件
教育委員会等との情報交換	実施回数	11回	6回	14回	13回

V 啓発・広報

基本施策1 障がい及び障がい者に対する理解の促進

取り組み内容	評価内容	24年度	25年度	26年度	27年度
障がい者関連情報の定期的広報掲載等	掲載回数	35回	33回	28回	30回
障害福祉に関する講座の開催	開催回数	0回	0回	0回	0回
シンポジウムの開催	開催有無	有	有	有	有
当事者交流	場の提供回数	12回	12回	24回	23回

VI 生活環境

基本施策1 地域との交流の拡充

取り組み内容	評価内容	24年度	25年度	26年度	27年度
移動に関する情報提供	情報提供の件数	0件	2件	2件	2件
移動支援の啓発活動	啓発活動の件数	0件	0件	0件	0件

基本施策2 生活の場の整備推進

取り組み内容	評価内容	24年度	25年度	26年度	27年度
居住に関する相談・情報提供	実施件数	6件	5件	7件	5件

基本施策3 防災・防犯体制の整備

取り組み内容	評価内容	24年度	25年度	26年度	27年度
警察・消防との連携体制強化	実施の有無	有	有	有	有

第5節 障がいのある人をめぐる主要課題

1 地域生活支援について

アンケート結果によると、悩みや困ったことについての相談先では、「家族や親せき」や「友人・知人」という回答が多くなっています。一方、「相談支援事業所等の民間相談窓口」、「行政機関の相談窓口（町役場、保健センター）」、「那須町社会福祉協議会」、「那須町地域包括支援センター」、「委託相談支援事業所」という回答は1割以下となっていることから、気軽に障がいのある人に関する相談ができるような体制の整備が必要です。

また、今後利用したい障害福祉サービスとしては、「相談支援」が最も多く、「居宅介護」、「短期入所」が続いており、障害福祉サービスのサービス量の確保・制度の周知を行い、利用促進に努める必要があります。

2 保健・医療について

アンケート結果によると、共生社会を実現するために必要なこととして、「福祉・保健・医療の連携」という回答が43.7%で第3位となっています。これらの連携は、障がいの原因となるような疾病等の発生を防ぐため、そして障がいの進行を抑制するための「早期発見体制」に必要な不可欠であり、健康づくりへの支援はもちろんのこと、適切な医療を受けられる体制を整備していくことが求められています。

3 雇用・就労について

アンケート結果によると、現在就労している人は約2割に留まっていますが、就労していないひとのうち、半数は就労の希望を持っています。また、障がいのある人の就労支援として必要なこととしては、「職場の障がい者への理解」、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」という回答が上位を占めていることから、障がいのある人が働きやすい環境整備の啓発や事業所への障がい者雇用の呼びかけを行うことが必要です。

4 教育・療育体制について

本町における公立小・中学校の特別支援学級の児童生徒数は、平成26年度では69名、平成27年度では59名とやや減少しておりますが、少子化の進行に伴う減少と考えられます。発達や発育に課題のある子どもを育てる家庭もあり、障がいの早期発見・早期療育に至る診断など療育体制の強化は重要な課題の一つです。

また、母子保健施策との緊密な連携のもと、支援を必要とする子どもの早期発見、早期療育の仕組みや療育と教育の連携を図った上で、身近な地域で、どの障がいに

も対応できるサービスが提供され、継続的に特性に応じた専門的な支援が行われるよう体制を整備することが必要です。

5 理解と交流について

アンケート結果によると、共生社会を実現するために、必要なこととして、「近隣住民の理解と協力」という回答が最も多くなっています。障がいのある人に対する「心の壁」を除去するための啓発・広報活動は、障がい者施策の重要な柱であり、障がいのある人や特別支援教育への理解の促進を図る必要があります。

また、アンケート結果では、障がいや障がい福祉サービス等に関する情報の入手先として、「町の広報誌」という回答が最も多くなっています。広報誌は住民に最も身近な情報源であるため、今後も引き続き、広報の充実を図り、障がいや障がい者施策についての情報を提供していくことが重要です。

6 生活環境について

アンケート結果によると、外出の際に困ることとして、「公共交通機関が少ない」、「道路や駅に階段や段差が多い」という回答が上位を占めています。障がいのある人もない人も暮らしやすいまちづくりが必要であり、道路や公共施設等のバリアフリー化を進め、福祉の視点でのまちづくりが必要です。

また、火事や地震等の災害時に一人で避難できるという人は35%に留まっており、災害時における障がい者の避難対策についても検討していくことが必要です。

7 余暇活動・社会参加について

アンケート結果によると、外出の目的として、「趣味やスポーツをする」、「グループ活動に参加する」という回答は約1割に留まっています。趣味やスポーツ、グループ活動等は、障がいのある人の自立や、生きがいを高めるために必要であり、余暇活動や社会参加についての環境整備、情報や活動機会を積極的に提供していくことが望まれます。

8 権利擁護について

アンケート結果によると、成年後見制度について、名前も内容も知っているという人は約2割に留まっています。権利擁護とは、人権をはじめとした様々な権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすることです。つまり、個人が人間としての尊厳を持って生きていくことを生活上の重要な場面でサポートしていくこととなります。

こうした「権利擁護」の問題は、今後、支援が必要な人の増加など、その需要に対応する体制の整備が求められています。このため、障がいのある人への成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修なども行い、成年後見制度等の利用を促進していく必要があります。

また、平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮についても実施していきます。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

近年、障がい及び障がいのある人についての理解が広く浸透されつつあり、障がいのある人の福祉施策もハード・ソフトの両面から、逐年、充実整備されてきています。

町におきましても、平成24年に「第2次那須町障害者計画」を策定し、ノーマライゼーションの考え方の普及啓発や保健・医療と福祉などが密接に連携し、障がいのある人のライフステージに対応したリハビリテーション体制の整備、そして福祉のまちづくりによる生活環境の整備などを推進しながら、障がいのある人の自立と社会参加の促進や合理的配慮に努めています。

障がいとなる要因は様々で、町民の誰もが直面しうるものであり、決して特定の人の問題ではありません。

また、高齢になり、何らかの障がいを有して生活を営む人が社会全体の中で大きな割合を占めるようになっていきます。

特に、少子高齢化社会の進行に伴う社会環境の変化や障がいの重度化・重複化などが進んでおり、障がいのある人を取り巻く状況や多様化するニーズに的確に対応し、障がいのある人々が、同じ社会の構成員として地域の中で自立した生活を送る「共生社会」を目指すことが重要となっています。

そこで、今後の本町における障がい者福祉行政の在り方の充実、及び障がいのある人が更に暮らしやすいまちづくりを推進し、第7次総合振興計画の将来像で定める「みどり輝き活気と笑顔あふれるまち ふるさと那須」を実現することができるよう、基本理念を前計画から踏襲し、「一步ふみだす勇気を応援する人とまち～共に生きるまちを目指して～」とし、各施策を推進していきます。

第3次 那須町障がい者計画基本理念

一步ふみだす勇気を応援する人とまち

～共に生きるまちを目指して～

第2節 施策の方向

本計画は、本町における障がいのある人の状況などを踏まえ、地域で共に暮らすために必要な方策として、以下の8つの方向を基本とし、各種施策を展開していきます。

1 地域生活支援の充実

それぞれのライフステージに応じた「保健・医療及び福祉が一体となった体制」を整備する必要があります。また、障がいのある人が地域で自立し、生きがいのある生活を送るために、適切な福祉サービスを展開し、住民レベルでの日常的な交流が行えるよう、積極的な支援を図っていきます。

また、障がい福祉サービスは、障がいのある人の基本的人権を守り、自立と社会参加を進めていくものでなくてはなりません。そのための基盤として、生活の安定を図るとともに、障がい福祉サービスの充実に努めます。

2 保健・医療の充実

障がいの原因となるような疾病等の発生を防ぐため、そして障がいの進行を抑制するため、「早期発見体制」の充実が求められています。また、保健施策として、障がいを軽減し自立を促進するための「健康づくりの支援」はもちろんのこと、適切な医療を受けられる体制を整備していきます。

また、心の問題で悩んでいる人、精神障がいのある人およびその家族に対する相談の実施、社会参加のための事業など、精神保健福祉事業の推進に努めます。

3 雇用・就労の推進

障がいのある人が地域で生きがいを持って生活し、社会経済活動に参加していくためには、障がいのある人の働く意欲を尊重し、就労移行支援事業等を利用し、一般雇用はもとより、福祉的就労を含めた雇用の促進に努め、自立のための経済的基盤の確立を図ることが必要です。

一般雇用はもちろん、福祉的就労も含め、障がいのある人一人ひとりの働く意欲を尊重し、働く場の確保を図ります。

4 教育・療育体制の充実

障がいの早期発見・早期療育により、障がいの軽減や、機能回復を図ることが重要となっています。そのために、まず、いつでも気軽に相談できるような療育相談が必要とされています。また、教育の現場では障がいの特性に応じた教育の場や機会を提供し、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことが大切です。保健・医療・福祉・教育等の分野でより一層の連携を図り、適切な教育を進めていきます。

5 理解と交流の促進

障がいのある人もない人も共に生活し、共に活動できるノーマライゼーションの理念を住民が正しく理解し、障がいのある人に対する「心の壁」を取り除くことが大切です。

そのため、各種広報媒体の活用や様々な行事を通じた啓発・広報活動の充実、幼児期からその発達段階に応じた福祉教育と地域や職場で共に活動しながら互いに理解を深める交流の促進、障がいのある人のニーズに沿ったボランティアの養成など一層の充実を図ります。

6 生活環境の整備

暮らしやすく活動しやすいまちづくりのためには、障がいのある人や高齢者のみならず、すべての人に配慮したやさしいまちづくりを推進することが大切です。個人住宅や公共的施設等におけるバリアフリー化の推進、並びに周囲の理解などソフト面でもバリアをなくしていくことが非常に大切です。さらに、交通手段の充実は引き続き重要な施策です。

また、災害時における障がいのある人の支援対策を充実させ、地域における見守りなど活動を推進していきます。

7 余暇活動・社会参加の促進

障がいのある人がスポーツや文化活動を含めた様々な社会活動に参加することは、人生を豊かで潤いのあるものとし、日々の生活の中に喜びや生きがいを見出すなど、生活の質を高めることにつながります。

このため、奉仕員の養成・派遣や各種生活訓練を行う社会参加促進事業を推進し、障がいのある人の生活能力の向上を図るとともに、社会活動に必要な支援を行います。

また、スポーツ・レクリエーション、文化活動は、生きがいのある充実した生活を送るうえで重要であり、障がいのある人の社会参加の促進や地域の人々との交流の場づくりに努めていきます。

8 権利擁護の充実

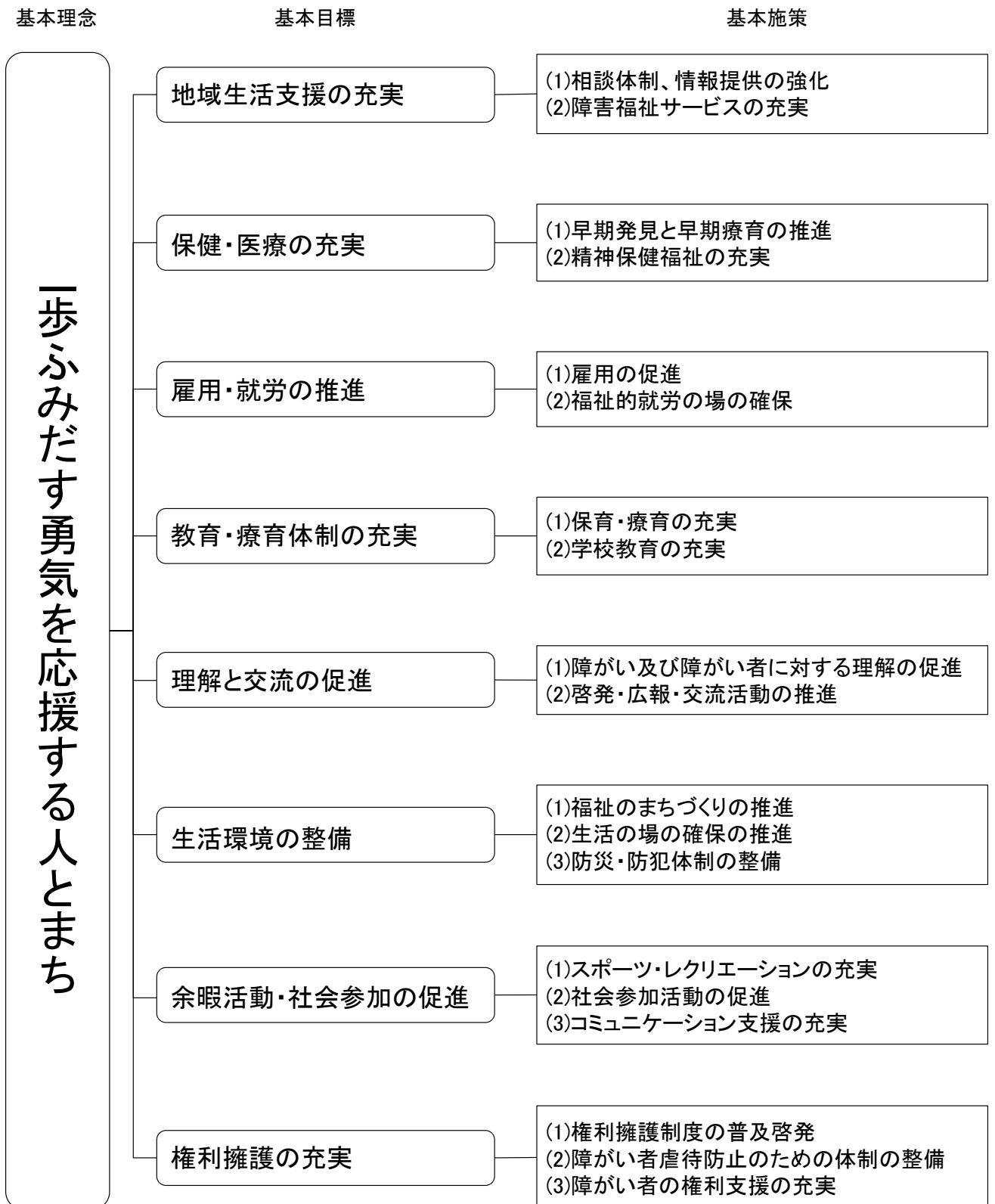
権利擁護とは、人権をはじめとした様々な権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすることです。つまり、個人が人間としての尊厳を持って生きていくことを生活上の重要な場面でサポートしていくこととなります。

こうした「権利擁護」の問題は、今後、支援が必要な人の増加など、その需要に対応する体制の整備が求められています。このため、障がいのある人への成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修なども行い、成年後見制度等の利用を促進していきます。

また、平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮についても実施していきます。

第3節 計画の体系

本計画における体系は以下のとおりです。



第4章 具体的な施策

第1節 地域生活支援の充実

障がいのある人が、在宅においてその人らしく生活を送るためには、一人ひとりのニーズに対応した、多様なサービスが用意される必要があります。また、それらのサービスが必要な人に提供されるように適切な調整が行われる必要があります。

町では、障がいのある人の在宅生活を支援するために、指定障害福祉サービス（自立支援給付サービス）として「訪問系サービス」、生活介護などの「日中活動系サービス」、住まいの場を提供する「居住系サービス」があり、これら障害福祉サービスの適切な提供に努めます。

また、障がいのある人やその家族が、相談場所等がわからず、情報不足により孤立してしまわないために、相談ボランティアやピアカウンセリングを充実するとともに、相談支援機関について、わかりやすい情報提供に努めていきます。

【施策】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 相談体制、情報提供の強化(2) 障害福祉サービスの充実 |
|--|

(1) 相談体制、情報提供の強化

国や県等の開催する研修会への積極的参加を促し、相談支援専門員等のスキルアップに向けた取り組みを行うとともに、様々な課題を持つ障がいのある人の相談に包括的に対応するため、各分野の関係機関との情報交換や連携強化を行うことで、相談支援体制の充実を図ります。

また、障がいのある人の、地域での自立した生活を支援するため、福祉サービスや相談窓口などの必要な情報を発信します。

【評価指標】

事業名	評価内容	実績値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)	担当課
広報等での情報提供	掲載回数	30回	35回	保健福祉課
委託相談支援事業所相談件数	相談回数	1,101回	1,100回	保健福祉課
職員向け研修	実施回数	11回	12回	保健福祉課
連絡調整のマニュアルづくり	作成の有無	有	有	保健福祉課
ケア部会の開催（相談支援部会）	開催回数	12回	12回	保健福祉課

【施策の展開】

番号	事業名
1	障がいのある人の地域生活を支援するための情報提供を継続的に実施します。 【具体的な事業等】 那須広報、町ホームページ、サポートガイドブックの作成 等
2	障がいのある人の相談に包括的に対応するため、相談に携わる職員の資質向上を図ります。 【具体的な事業等】 職員研修の実施、各種研修会への参加
3	地域で生活する障がいのある人やその家族等を支援するため、身近な相談窓口としての体制の充実と対応力の強化を図ります。 【具体的な事業等】 障害者相談支援事業、障害者相談員の設置等

番号	事業名
4	各分野の関係機関で構成される自立支援協議会の機能を強化し、地域課題や困難事例の対応等について検討、協議を行います。 【具体的な事業等】 那須町自立支援協議会相談支援部会
5	地域と連携した見守り体制を充実させます。 【具体的な事業等】 自治会、民生委員児童委員との連携 等

(2) 障害福祉サービスの充実

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、障がいの特性や程度に応じた障害福祉サービスを適切かつ効率的に提供できるよう、サービスの充実と利用促進に努めます。

【評価指標】

事業名	評価内容	実績値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)	担当課
障害福祉サービスの利用促進	那須町障がい福祉計画にて評価			保健福祉課
関係者の連絡会議の実施	実施回数	16回	18回	保健福祉課
相談支援専門員の確保	相談員数	10人	18人	保健福祉課

【施策の展開】

番号	事業名
1	広報誌やサポートガイドなどを通じて、事業所やサービスの内容などの周知を図り利用の促進に努めます。
2	在宅や通所、入所等障がいのある人のニーズに合った各種障害福祉サービスの充実を図り、地域で安心して社会生活をおくれるよう支援します。 【具体的な事業等】 訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、 <u>支援を必要とする子どもを対象としたサービス</u> 等
3	障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、状況やニーズに応じたサービスの提供の充実に努めます。 【具体的な事業等】 日常生活用具の給付、補装具の交付 等
4	障がいのある人の生活安定のため、経済的支援の充実を図ります。 【具体的な事業等】 各種助成制度の周知、自立支援医療制度の推進
5	一人ひとりの多様なニーズに応じ、適切なサービスの提供ができるよう、ケアマネジメントの充実を図ります。 【具体的な事業等】 相談支援専門員の人材確保、資質向上のための研修参加の推進

第2節 保健・医療の充実

疾病の予防や早期発見、早期治療の健康づくりは、障がいの軽減及び自立の促進等、地域で安心して暮らしていくうえでとても重要なことです。特に乳幼児期の発達の遅れは早期に発見し適切な治療や療育を行うことで生活能力の向上を図ることができません。

疾病の早期発見のための健診や各種がん検診、健康づくりを支援するための健康教育や健康相談も実施していますが、事業によっては定員に満たないものもあるのが現状です。

また、精神保健福祉においては、相談件数も年々増加しており、各分野の連携した支援が一層必要となっております。早期発見と治療、短期入所を目指した保健医療体制の確立と、精神障がいに対する誤解や偏見を取り除き、地域住民の支援体制による社会復帰の促進を図ることがますます重要となっております。

今後も引き続き健診等の受診者数の増加に向けた取り組みを行っていくとともに、早期に適切な保健医療サービスに結び付けられる体制の整備を図り、障がいのある人が安心して生活できるように努めます。

【施策】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 早期発見と早期療育の推進(2) 精神保健福祉の充実 |
|--|

(1) 早期発見と早期療育の推進

各種健診および健診後の指導を充実し、障がいの要因となる疾病の予防と早期発見・早期対応に努めます。

また、支援を必要とする子どもの保護者が身近なところで早期に相談ができ、継続して支援が受けられるよう、関係機関や関係者相互の連携を図ります。

今後は、妊娠中からの支援体制を強化し、乳幼児健康診査や発育発達相談の充実に努めるとともに、早期発見・早期療育の体制整備を進めていきます。

【評価指標】

事業名	評価内容	実績値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)	担当課
3歳児健診の受診率向上	受診率	97.0%	100%	保健福祉課 (保健センター)
特定保健指導の実施	実施率	35.0%	40.0%	保健福祉課 (保健センター)

【施策の展開】

番号	事業名
1	健診等の受診率の向上を図り、疾病や生活習慣病の早期発見、早期治療により障がいの原因となる疾病の予防と軽減に努めます。 【具体的な事業等】 特定健診事業、各種がん検診の実施、生活習慣病予防対策事業 等
2	健康教育や健康相談、健診後の保健指導を充実させ、疾病、生活習慣病の予防と自主的な健康管理への取り組みを支援します。 【具体的な事業等】 健康相談事業、健康教室事業、健康増進事業、栄養相談事業等の実施
3	身体に障がいのある人の生活能力や自立した社会生活を支援するため、各種医療費助成制度の実施と周知を図ります。 【具体的な事業等】 自立支援医療、重度心身障害者医療費助成制度の実施

番号	事業名
4	乳幼児の成長に合わせた各種健康診査を推進し、乳幼児の発達の確認や疾病の早期発見に努めます。 【具体的な事業等】 乳幼児健康診査事業
5	発達の遅れや障がいのある乳幼児に対して、相談支援の充実を図るとともに、関係機関と連携して早期治療や療育につながる支援を行います。 【具体的な事業等】 相談支援事業、発達相談事業 等
6	健康診査や健康相談等、妊娠時期からの継続した支援体制を整え、出産後の発育の確認や育児の相談、健康指導に努めます。 【具体的な事業等】 母子保健推進事業、妊婦健康管理事業 等

(2) 精神保健福祉の充実

専門の医療機関や社会復帰の訓練をする場所の不足、精神障がいのある人に対する根強い偏見など、課題の多い状況は続いております。

精神障がいのある人が積極的に社会に参加し、安定した地域生活が送れるよう、保健・医療・福祉・教育・労働などの各分野に渡るより一層の総合的な支援が必要です。

精神保健に関する正しい知識の啓発に努め、家族の支援も含めた包括的な支援が行えるよう、関係機関のさらなる連携を深め、各施策を進めていきます。

【評価指標】

事業名	評価内容	実績値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)	担当課
こころの健康相談	実施回数	6回	6回	保健福祉課 (保健センター)
自立支援医療費(精神通院医療)支給制度の周知	実施回数	—	5回	保健福祉課

【施策の展開】

番号	事業名
1	地域での理解と関心を深めるため、精神保健の正しい知識の普及と啓発に努めます。
2	精神的ストレスやこころの健康に関する相談等、こころの健康づくりの支援を継続して実施します。 【具体的な事業等】 メンタルヘルス対策事業、こころの健康相談 等
3	委託相談事業所や関係機関と情報を共有し、連携を取りながら早期発見、早期治療につなげる支援を行います。 【具体的な事業等】 相談支援事業、ケース会議 等
4	地域での適切な医療機会の提供と障害福祉サービスの利用を推進し、社会への復帰を促進します。 【具体的な事業等】 精神通院医療制度の周知、精神障害保健福祉手帳の取得促進、各種障害福祉サービスの利用 等
5	グループ活動や地域ボランティア等の交流を通じて、活動の場の確保と一人ひとりのニーズの応じた活動をサポートします。 【具体的な事業等】 フリースペース那須の定期開催

第3節 雇用・就労の推進

障がいのある人が、その意欲や適性・能力に応じて自立を図るためには、職業能力向上の機会・職場適応の機会の確保、更には事業者の障がいのある人の雇用について、理解を深めていくことが必要です。

ひきつづき、障がいのある人の就労支援や就労後の相談支援など、関係機関と連携した支援体制の充実を図ります。

また、他分野の団体・企業との交流を図り、障がいのある人の雇用について、理解と就労の場の確保に努めるとともに、一般就労が困難な障がいのある人に対しても、生産活動等の機会を通じて能力向上のために必要な訓練の場や福祉的就労の場を確保し、就労に向けた活動を支援します。

【施策】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 雇用の促進(2) 福祉的就労の場の確保 |
|--|

(1) 雇用の促進

障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、ハローワークや訓練等給付の事業所、教育機関等の関連機関と情報の共有と連携を図りながら、就労支援に取り組みます。

また、農業や観光商工業等の他分野団体との交流、情報共有の場を設け、雇用機会の拡大と、障がいのある人の雇用と職場環境等の整備等についての理解と協力を促進します。

【評価指標】

事業名	評価内容	実績値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)	担当課
雇用に関する助成制度等の周知	周知回数	6回	10回	保健福祉課 観光商工課
他分野の団体との交流会	実施の有無	無	有	保健福祉課

【施策の展開】

番号	事業名
1	雇用に関する情報や、障害のある人の雇用促進のための各種助成制度等の周知・広報に努めます。 【具体的な事業等】 那須広報、町ホームページ等への掲載
2	ハローワークや関係機関と連携し、情報の共有を図りながら就労や就労後の相談体制等の充実を図ります。
3	他分野の団体や企業との情報交換を図り、障がいのある人の雇用に関する現状や課題を共有し、雇用機会の拡大と事業主に対する理解を促進します。
4	一般就労に向けた能力向上のために必要な訓練の推進に努めます。 【具体的な事業等】 就労移行支援 等

(2) 福祉的就労の場の確保

一般就労が困難な障がいのある人が、様々な働き方を実現し、社会参加の機会を得ることはとても重要なものであります。

今後も福祉的就労の場や日中活動の場の充実確保に努めるとともに、利用の促進を図ります。

【評価指標】

事業名	評価内容	実績値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)	担当課
障がい者優先調達推進方針に基づく調達	調達件数	50回	60回	保健福祉課

【施策の展開】

番号	事業名
1	就労移行や就労継続等の福祉サービスを提供する事業者の支援に努め、サービスの利用と就労の場の充実を図ります。 【具体的な事業等】 自立支援訓練、就労移行支援、就労継続支援 等
2	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先調達を推進します。 【具体的な事業等】 那須町障がい者優先調達推進方針
3	地域活動支援センターの利用促進を図り、生産活動等の機会の提供と就労機会の拡大に努めます。

第4節 教育・療育体制の充実

障がいの発生時期や原因は様々ですが、それぞれのライフステージにあわせて、障がいの原因となる疾病などの発生予防や早期発見に取り組み、早期療育につなげる必要があります。発達障害や発達の遅れのある子どもについては、できる限り早い時期から適切な支援が受けられるよう支援する必要があります。

那須町では、乳幼児健康診査等や保育園等において、発達の遅れなど早期発見に努めています。また、平成25年度から子育て支援センターの設置に伴い、保育士、児童発達相談員や家庭相談員、子育て支援員など配置し、子育て支援事業等を積極的に実施し、子どもと家庭の相談に対応し、一人ひとりの特性や障がいに応じた継続的な支援に取り組んでいます。

認定こども園、幼稚園、保育園、放課後児童クラブにおいて、支援を必要とする子どもの受け入れを継続して実施するとともに、職員の加配や保育の質のさらなる充実に図り、保護者が安心して預けることができるよう支援体制の充実に図ります。

また、児童生徒については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うために、一人ひとりの障がいの特性に応じたきめ細やかな教育環境の実現のために教育支援委員会を充実するとともに、教育的ニーズに応じた個別の支援計画を策定し、それに基づく教育環境の整備及び支援体制の充実に図ります。

今後も保育や教育、療育における各関係機関等が連携を取りながら、出生前から子育て期、就学時期と切れ目のない支援体制の充実に図ります。

【施策】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 保育・療育の充実(2) 学校教育の充実 |
|--|

(1) 保育・療育の充実

子育て支援センターに児童発達相談員を配置し、療育支援・発達相談を引き続き実施していきます。また、子育て支援センターに児童発達専門職による療育の場を設け、発達支援が必要な児童とその保護者に対し小集団活動や個別相談を実施します。さらに保育園等とも連携を図り、保育士等が専門職の対応手法を学ぶことにより保育士等の専門性の向上を図ります。

平成29年度からは子育て世代包括支援センターの機能を開設し、妊娠期から保護者の相談に応じ、妊娠・出産に係る障害の早期発見と相談体制づくり、必要に応じ、関係機関との連絡調整により、保護者が適切な支援が受けられるよう支援体制の充実を図ります。

認定こども園・幼稚園・保育園・放課後児童クラブでは、全施設での受け入れを継続して実施していきます。

また、児童の状況に応じた職員の加配や、研修等により習得した専門知識を保育に活かすとともに、保護者への助言・情報提供を行うなど、支援体制の充実を図ります。

【評価指標】

事業名	評価内容	実績値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)	担当課
発達支援体制の充実	児童発達相談員人数	1名	2名	こども未来課 (子育て支援センター)
発達支援事業の実施(年長児)	実施回数	9回	9回	こども未来課 (子育て支援センター)
保育園等巡回相談の実施	実施回数	各園1回	各園2回	こども未来課 (子育て支援センター)
支援を必要とする子どもの受入施設の充実 ・認定こども園、幼稚園、保育園 ・放課後児童クラブ	受入施設数	10園 8クラブ	9園 9クラブ	こども未来課

※公立保育園 H27 末で1園閉園のため減

【施策の展開】

番号	事業名
1	児童の状況に応じた職員の加配を行います。
2	職員の専門性の向上と人材育成を図ります。 【具体的な事業等】 質の高い保育のための研修実施 等
3	児童発達相談員による療育及び発達相談を実施します。
4	発達支援事業を実施し、発達支援が必要な児童及び保護者への発達支援を行います。また、担当する保育士、保健師等の資質向上を図ります。 【具体的な事業等】 げんきっこ教室 等
5	児童発達専門職による保育園等での療育及び発達支援の実施により、保育士等の専門性の向上を図ります。 【具体的な事業等】 保育園等巡回相談
6	妊娠期から保護者の相談に応じ、妊娠・出産に係る障がいの早期発見と相談体制づくりを行います。 【具体的な事業等】 子育て世代包括支援センターの設置

(2) 学校教育の充実

地域において乳幼児から成人までのライフステージに応じた適切で一貫した支援を受けるために、教育・保育・福祉・労働の各機関が連携して支援を行っております。教育分野においては一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の充実を目指します。

【評価指標】

事業名	評価内容	実績値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)	担当課
教育委員会との面接・情報交換等	実施有無	有	有	学校教育課 こども未来課 保健福祉課 (保健センター)
地域巡回相談事業	実施状況	13回(全小中学校実施)	全小中学校及び幼保育園実施	学校教育課 保健福祉課 (保健センター) こども未来課 (子育て支援センター)

※町内の小中学校は平成28年5月1日現在、小学校が7校、中学校が3校となっています。

【施策の展開】

番号	事業名
1	適切な環境で教育が受けられるよう、教育環境の整備を図ります。 【具体的な事業等】 特別支援学級の整備 等
2	研修等の機会を推進し、教職員の専門的知識と資質向上に努めます。 【具体的な事業等】 各種研修への参加、特別支援セミナーの実施 等
3	通常学級における特別教育支援の充実に努めます。 【具体的な事業等】 特別支援教育支援員の配置、地域巡回相談事業の実施

番号	事業名
4	一人ひとりの障がいや特性に応じた特別指導の充実を図ります。 【具体的な事業等】 通級指導教室の整備 等
5	特別支援教育に係る支援の充実を図ります。 【具体的な事業等】 特別支援教育就学奨励費等の助成 等
6	保育・幼児教育、学校教育等の関係機関の連携を図り、情報の共有と支援の充実に努めます。 【具体的な事業等】 那須町幼保小連絡会
7	教育・福祉等の関係機関が連携し、一人ひとりの能力や適性に応じた教育相談や進路指導の充実を図ります。 【具体的な事業等】 巡回相談、特別支援学校に在学する児童生徒の就労支援 等

第5節 理解と交流の促進

障がいのある人に対する「心の壁」を取りはらうための啓発・広報活動は、障がい者施策の重要な柱であります。障がいのある人や特別支援教育への理解、障がいのある人の雇用の促進を図るため、広報等の媒体や各種行事を活用した積極的な広報活動を行い、「障害者の日」の周知を図るとともに、「障害者週間」などを活用して、啓発活動を推進します。

また、福祉のまちづくりを推進するため、障がいのある人や高齢者との交流の機会を充実させ、障がいに対する理解、社会的支援や介助、福祉問題等の課題に対する理解を深める教育を推進していきます。

【施策】

- (1) 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進
- (2) 啓発・広報・交流活動の推進

(1) 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進

障がいの特性について、正しい知識の普及啓発に努めるとともに、福祉教育の充実を図り、年齢等に関わらず町民の障がいに対する理解が深まるよう働きかけます。

また、障がい者団体の活動を支援し、関係機関と連携・協力しながら、障がいへの意識啓発と地域全体で様々な活動を支援する取り組みを推進していきます。

【評価指標】

事業名	評価内容	実績値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)	担当課
シンポジウムの開催	開催有無	有	有	保健福祉課
障がい者団体活動支援	支援の有無	有	有	保健福祉課
出前講座	要請回数	—	5回	保健福祉課
障がい福祉に関する講座 の開催	開催回数	0回	5回	生涯学習課 保健福祉課

【施策の展開】

番号	事業名
1	関係機関や団体等と連携し、障がいに対する正しい知識の普及啓発に努めます。 【具体的な事業等】 障がい福祉を考えるシンポジウムの開催
2	障がい者団体等の社会活動の参加を支援するとともに、交流を通して障がいの特性や障がいのある人への理解の推進を図ります。 【具体的な事業等】 那須町身体障害者福祉会、那須町障害児者親の会への支援
3	小中学校の学習の場において、福祉についての理解を深める成長の段階に応じた教育の推進に努めます。
4	障がいへの理解を深めるため、自立支援協議会と連携し、当事者や家族等からの情報発信の取り組みに努めます。 【具体的な事業等】 当事者部会出前講座 等

(2) 啓発・広報・交流活動の推進

障がいのある人やその家族が地域で安心して生活し、積極的に活動できるよう、町民への理解を促進する啓発・広報活動を推進し、「こころのバリアフリー」を実現していきます。

また、障がいの有無に関わらずふれあいの場と機会を設け、相互の理解を深める取り組みを推進していきます。

【評価指標】

事業名	評価内容	実績値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)	担当課
障がい者関連情報の定期的広報紙掲載等	掲載回数	30回	55回	保健福祉課
当事者交流（フリースペース那須の開催）	開催回数	23回	24回	保健福祉課

【施策の展開】

番号	事業名
1	障がいについての正しい知識や、障がいのある人への理解を深めるための情報発信を継続して実施します。 【具体的な事業等】 那須広報等への情報掲載
2	障がいの有無に関わらず、相互理解を深めるための交流活動を推進します。 【具体的な事業等】 フリースペース那須の定期開催
3	福祉イベントや研修会、各種団体の活動について広く周知し、地域交流を促進します。

第6節 生活環境の整備

障がいのある人が地域社会の中で自分らしく自立して生活していくためには、「移動しやすく活動しやすい」まちであることは重要なことであり、障がいの種類や特性に配慮した環境整備と、外出を支援する仕組みづくりの構築を推進します。

また、必要な情報が的確に伝わるような体制づくりが重要であるとともに、日頃から、障がいのある人が地域の中で積極的に活動し、地域ぐるみで見守ることができる環境づくりを行います。

災害時においては、視覚や聴覚などに障がいのある人などに対する的確な情報提供や安全に避難できる避難路の確保に努めます。

【施策】

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 生活の場の確保の推進
- (3) 防災・防犯体制の整備

(1) 福祉のまちづくりの推進

障がいのある人の社会参加や活動範囲の拡大を支援するため、公共施設などの生活環境のバリアフリー化を推進するとともに、移動や外出を支援するための事業の推進と充実を図り、活動しやすい日常生活の環境を整えた福祉のまちづくりを推進します。

【評価指標】

事業名	評価内容	実績値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)	担当課
移動に関する情報提供	情報提供の 件数	2件	10回	企画財政課 保健福祉課
福祉タクシー利用料助成 (障がいのある人)	利用人数	219人	225人	保健福祉課

【施策の展開】

番号	事業名
1	公共交通機関等の移動に関する情報の提供を行うとともに、関係機関と連携し、必要に応じて利用時間や路線等の見直しを行い、利便性の向上を図ります。 【具体的な事業等】 町民バス、デマンド型乗合交通事業
2	障がいのある人の活動範囲の拡大を支援するため、移動や外出支援サービスの充実と、各種助成制度の利用を促進します。 【具体的な事業等】 移動支援サービス、福祉タクシー利用助成、町民バス利用料金割引助成、デマンド型乗合交通料金割引助成、有料道路料金割引制度、身体障害者用自動車改造費助成 等
3	公共交通、施設のバリアフリー化を推進し、障がいのある人に配慮した環境整備に努めます。 【具体的な事業等】 障がい者駐車スペース、おもいやり駐車スペースの確保、多目的トイレの設置、段差解消 等

(2) 生活の場の確保の推進

障がいのある人が地域で自立した生活を営むためには、住環境の整備と居住の場の確保が必要です。

今後、施設退所者が増加することが見込まれるため、障がいのある人の在宅での日常生活を支援する助成事業やサービスの利用促進を図ります。

また、町営住宅の入居や居住に関する相談、情報提供等の支援に努めるとともに、関係各課と連携し、障がいのある人のニーズに応じた住環境等の整備と確保を推進します。

【評価指標】

事業名	評価内容	実績値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)	担当課
居住に関する相談・情報提供	実施件数	5件	10件	ふるさと定住課 保健福祉課

【施策の展開】

番号	事業名
1	障がいのある人の在宅での日常生活支援を支援する助成事業やサービス利用の促進を図ります。 【具体的な事業等】 住宅改修等の助成事業、障害福祉サービス
2	町営住宅の入居や居住に関する相談、情報の提供支援に努めます。 【具体的な事業等】 那須広報、町ホームページ 等

(3) 防災・防犯体制の整備

障がいのある人へ防災・防犯の知識や心構え等の啓発活動に努めるとともに、地域住民の理解と協力を得ながら防犯活動や見守り体制の充実を図り、被害を未然に防ぐための取り組みを図っていきます。

また、障がいのある人や高齢者など災害発生時に自力避難が困難な避難行動要支援者の把握に努め迅速な対応ができるよう、警察、消防等と情報の共有、連携した支援体制の整備を図ります。

【評価指標】

事業名	評価内容	実績値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)	担当課
警察・消防等との連携体制強化	実施の有無	有	有	総務課 保健福祉課
那須町安全安心メール登録推進	登録者数	1,650人	10,000人	総務課

【施策の展開】

番号	事業名
1	障がいのある人や、支援する方の防犯防災知識向上のための啓発活動の充実に努めます。 【具体的な事業等】 防災マップ、ハザードマップ等の整備
2	自治会や民生委員児童委員、関係機関と連携した地域での見守り支援体制の充実を図ります。
3	障がいのあるなしに関わらず、町民への災害等の情報伝達を迅速かつ正確に行うために、那須町安全安心メールの登録を推進します。 【具体的な事業等】 那須町安全安心メール、防災行政無線
4	緊急時の迅速な避難誘導體制の推進を図るため、警察や消防等との情報共有、連携の強化を図ります。 【具体的な事業等】 避難行動要支援者台帳の整備 等
5	障がいのある人に配慮した避難所の確保と避難生活等の支援の整備に努めます。 【具体的な事業等】 福祉避難所の拡充、コミュニケーション支援 等
6	障がいのある人や高齢者の消費者被害や犯罪の未然防止のため、那須町消費生活センターや関係機関との情報交換、啓発活動に努めます。

第7節 余暇活動・社会参加の促進

障がいのある人の自立や、生きがいを高めるために、生涯学習活動や文化活動、スポーツ活動が楽しめる機会の提供が必要です。社会活動への参加は地域社会との交流や理解を深めることにもつながるため、積極的な参加を促進していきます。

また、障がいのある人の文化活動や芸術活動の成果について発表できる機会を提供するとともに、関係団体が行う事業を支援していきます。

さらに、障がいのある人が地域で円滑な生活を営むためには、十分なコミュニケーション手段の確保と適切な情報提供が必要です。このため、生活に必要な情報が障がいの有無に関わらず取得できるよう適切な情報提供に努めるとともに、手話通訳者などの養成・派遣を行うなど、意思疎通の困難な人のコミュニケーションを支援します。

【施策】

- (1) スポーツ・レクリエーションの充実
- (2) 社会参加活動の促進
- (3) コミュニケーション支援の充実

(1) スポーツ・レクリエーション・文化活動の充実

スポーツや文化、生涯学習活動を通して、交流やふれあいの場を確保し、障がいの有無にかかわらず参加を楽しむことができる機会や学習等の機会の創出に努めます。

また、障がいのある方のニーズに応じたメニューや参加に配慮した支援の充実を図ります。

【評価指標】

事業名	評価内容	実績値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)	担当課
各種事業の情報提供	提供回数	—	10回	保健福祉課 生涯学習課
障がい者スポーツ教室の参加	参加人数	15人	30人	保健福祉課

【施策の展開】

番号	事業名
1	障がいのある人がスポーツやレクリエーション活動に親しめる機会の創出に努めます。 【具体的な事業等】 那須町障がい者スポーツ教室の開催、スポーツ推進員との連携 等
2	スポーツやレクリエーション活動、生涯学習活動等の交流やふれあいの場となる各種事業の情報提供を行います。

(2) 社会参加活動の促進

障がいのあるなしに関わらず、スポーツ事業や文化・芸術活動等の様々な活動に自由に参加できるように関係団体と連携し、社会参加活動の促進に努めます。

【評価指標】

事業名	評価内容	実績値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)	担当課
那須地区ふれあいスポーツ大会参加支援	参加者数	34人	40人	保健福祉課

【施策の展開】

番号	事業名
1	各種スポーツやレクリエーション事業、文化芸術活動等の参加を支援します。 【具体的な事業等】 身体障害者スポーツ・レクリエーション大会、那須地区ふれあいスポーツ大会等の参加支援
2	社会福祉協議会等と連携し、ボランティア活動の充実と活性化を図り、障がいのある人の社会参加を支援します。
3	公共施設の利用料金の免除等により、障がいのある人の積極的な社会参加を推進します。 【具体的な事業等】 スイミングドーム、テニスコート、町営スキー場等の利用料割引
4	文化・芸術活動、生涯学習活動等に対して、障がいのある人への指導援助者の育成と人材発掘に努めます。
5	文化・芸術活動や生涯学習活動等の成果を発表する機会の確保と周知を支援します。

(3) コミュニケーション支援の充実

情報の入手やコミュニケーションの困難な人に対し、意思疎通の支援や情報アクセシビリティの向上において、障がい特性に応じた情報提供とコミュニケーション手段の確保に努めます。

【評価指標】

事業名	評価内容	実績値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)	担当課
意思疎通支援事業の利用	派遣回数	39回	45回	保健福祉課

【施策の展開】

番号	事業名
1	障がいの特性に応じた情報提供と、障がいのある人の情報収集の手段を容易にするための支援を充実させます。 【具体的な事業等】 ホームページ閲覧機能の充実、朗読ボランティア 等
2	情報や意思疎通支援用具の適正な給付の促進を図ります。 【具体的な事業等】 日常生活用具給付事業
3	聴覚、言語機能等の障がいのある人の、意思の疎通の円滑化を図るため、手話通訳者等の派遣制度の利用を推進します。 【具体的な事業等】 意思疎通支援事業
4	手話奉仕員やボランティア等の養成を促進し、意思疎通の支援を行える人材の確保に努め、コミュニケーション手段の充実を図ります。 【具体的な事業等】 養成講座の開催 等

第8節 権利擁護の充実

権利擁護とは、人権をはじめとした様々な権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすることです。つまり、個人が人間としての尊厳を持って生きていくことを生活上の重要な場面でサポートしていくことになります。

こうした「権利擁護」の問題は、今後、支援が必要な人の増加など、その需要に対応する体制の整備が求められています。このため、障がいのある人への成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修なども行い、成年後見制度等の利用を促進します。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24年10月1日に施行されたことに伴って、障がいのある人に対する虐待の防止、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う必要があり、関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図るとともに、障がい者虐待を防止するための体制を構築します。

さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年4月から施行され、国や地方自治体等には合理的配慮が義務化されました。これにより、町では、事業者などに周知するとともに、障がいのある人の権利利益侵害の禁止や社会的障壁の除去の実施に関する合理的配慮を推進します。

【施策】

- (1) 権利擁護制度の普及啓発
- (2) 障がい者虐待防止のための体制の整備
- (3) 障がい者の権利支援の充実

(1) 権利擁護制度の普及啓発

障がいのある人が安心して日常の生活を送ることができるよう権利擁護の推進に努めるとともに、成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修なども行い、権利の保護、支援体制整備の充実を図ります。

【評価指標】

事業名	評価内容	実績値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)	担当課
成年後見人制度の利用支援	支援事業の実施	有	有	保健福祉課
成年後見人制度の認知度	内容把握の状況	—	50%	保健福祉課

【施策の展開】

番号	事業名
1	権利擁護に関する情報提供や、障がいのある人の人権や財産を守る成年後見人制度の普及啓発に努めます。
2	意思決定の困難な障がいのある人や高齢者が安心して暮らせるよう、社会福祉協議会等と連携し、権利擁護の推進と成年後見人制度の利用促進に努めます。 【具体的な事業等】 日常生活自立支援事業、成年後見人制度利用支援事業 等
3	意思決定の困難な障がいのある人の人権を擁護するため、支援者等の知識の習得や制度理解の機会の提供に努めます。 【具体的な事業等】 学習会、講演会等の開催

(2) 障がい者虐待防止のための体制の整備

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24年10月1日に施行されました。障がいのある人に対する虐待の予防及び早期発見、早期支援推進のため、虐待を防止するための体制づくりに努めます。

【評価指標】

事業名	評価内容	実績値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)	担当課
障害者虐待防止法の周知	情報提供回数	1回	3回	保健福祉課

【施策の展開】

番号	事業名
1	関係機関や自治会、民生委員児童委員等と連携し、地域の見守り体制を充実させ、虐待の早期発見と対応に努めます。
2	虐待への相談や通報に迅速に対応し、適切な支援が行えるよう、職場での情報共有と職員の資質向上に努めます。 【具体的な事業等】 虐待防止に関する研修会への参加、通報受付体制の整備
3	虐待の未然防止のため、啓発活動を推進します。

(3) 障がい者の権利支援の充実

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、合理的配慮の浸透を目指して普及啓発に取り組み、権利支援の充実に努めます。

【評価指標】

事業名	評価内容	実績値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)	担当課
相談窓口の設置	実施の有無	—	有	保健福祉課
障害者差別解消法の啓発	情報提供回数	—	3回	保健福祉課

【施策の展開】

番号	事業名
1	差別解消法の趣旨や目的について、周知と情報提供を図っていきます。
2	国や地方自治体においては合理的配慮が義務化されていることから、行政サービスにおける合理的配慮を推進に努めます。 【具体的な事業等】 職員研修、職場研修
3	企業や事業者に対して、差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の推進についての普及啓発に努めます。
4	障がいを理由とする差別解消のための相談体制の整備に努めます。 【具体的な事業等】 相談窓口の設置 等

第5章 計画の円滑な推進

第1節 各主体の役割と連携体制の強化

この計画を推進するに当たっては、すべての住民が障がいと障がいのある人に対する理解を深め、社会的関心を高めていくとともに、行政はもとより、障がいのある人、家庭、地域社会、学校、団体、企業などが、それぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力し、施策の展開を図っていくことが求められています。

1 地域社会

地域における多様な人々との交流を通し、障がいのある人が参加できる行事や地域活動の機会を設けるとともに、近隣が互いに助け合う地域づくりを進めるなど、障がいのある人やその家庭を地域の中で支援する体制づくりが重要です。

2 学校

特別支援を必要とする子ども一人ひとりが、個性の伸展を図り、社会的な自立や社会参加を促進するため、障がいの特性や程度に応じたきめ細かな指導を通して、持てる力を最大限に発揮できるような適切な教育を推進することが必要とされています。

また、障がいのない児童・生徒が、障がいのある児童・生徒に対して、正しい理解と認識を深め、思いやりや豊かな心の育成を図るために、交流教育や福祉教育を拡充し、障がいに対する意識面でのバリアフリーに努めていくことも重要です。

3 団体

障がい者関係団体などの役割として、障がいのある人やその家庭の福祉の向上を目指し、自立した自主的な運営ができるように努めるとともに、地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行っていくことが求められています。

4 事業所

障がいのある人が安定した生活を営むためには、障がいのある人の雇用や障がいのある人の適性と能力に応じて、障がいのない人と共に生きがいを持って働けるような職場づくりが望まれています。

さらに、事業所自らも地域社会の構成員であるという自覚のもとに地域に貢献していくことが、今後の大切な役割の一つとして期待されています。

5 行政

町の役割は、住民の総合的な福祉の向上を目指して、広範にわたる障がい者施策を総合的かつ、一体的に推進することです。

そのためには、各主体の役割を踏まえながら、地域社会が連携できる体制整備に努め、行財政の効率的な運営と執行体制を整備するとともに、当事者や障がいのある人を支える家族などのニーズを的確に把握し、地域の特性に応じたきめ細かな施策を推進することが求められています。

そして、施策の展開に当たっては、たえず地域の創意、地域からの発想を汲み取り、創造的な展開を図っていきます。また、政策の形成過程も含めて、障がいのある人のまちづくりへの参加機会を拡充しながら、必要な情報を的確に提供し、住民の参加と連携に支えられた事業運営に努めていくことが重要です。

第2節 計画の推進と進捗管理

本計画に掲げた施策は、地域生活、教育、労働、保健、生活環境、権利擁護など、幅広い分野に渡るとともに、障がいのある人それぞれのライフスタイルに合わせての一貫した支援が必要なことから、関係機関が連携し、総合的かつ一体的に、また、着実に施策を推進していく必要があります。そのため、計画の進捗状況の確認や推進方策に関する意見を求めながら、総合的な取り組みを進めていきます。

1 推進基盤の整備

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるように、ライフステージの各段階において能力を最大限発揮しながら、自立した生活を目指すことを支援していきます。また、障がいのある人のあらゆる社会経済活動への参画を支援する計画の推進に当たっては、施策が効果的かつ効率的に実施されるように担当間や関係行政機関、障がい者団体、民生児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体などとの連携を図ります。

2 PDCAサイクルの導入

計画は、障がいのある人の生活に必要な障がい福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者及び関係機関が目標及び評価指標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、その進捗状況を確認しながら、工夫・改善を重ね、着実に取り組みを進めていくことが必要になります。

そのため、計画の進捗管理については、定期的にその進捗を把握し、分析評価のうえ、課題等がある場合には随時対応していきます。また、計画に定める事項について、定期的に調査分析及び評価を行い、必要があると認められるときは計画を変更し、その他の必要な措置を講じます。

資料編

1 計画策定の経緯

策定委員会・作業部会	開催年月日	議 題
第1回策定委員会 (第1回作業部会)	平成28年8月30日	① 策定委員会正副委員長選出 ② 作業部会設置について ③ 作業部会正副部長選出 ④ 計画の趣旨について ⑤ 策定スケジュールについて ⑥ アンケート調査の実施について (手帳所持者 500名無作為抽出し、アンケート調査を実施。郵送による配布・回答)
第2回作業部会	平成28年9月14日	① 現行計画の実施状況等について ② 現状分析・課題整理について
第3回作業部会	平成28年11月17日	① アンケート調査集計結果報告 ② 当事者、保護者、事業者へのヒアリング実施
第4回作業部会	平成28年12月27日	① 計画書素案について(基本理念、施策体系等)
第2回策定委員会	平成29年2月15日	① 計画書内容(案)について ② 計画期間の変更について
第5回作業部会	平成29年3月1日	① 最終校正

2 那須町障害者計画策定委員会設置要綱

(平成 18 年 6 月 1 日告示第 47 号)

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 9 条第 3 項の規定に基づく那須町障害者計画(以下「障害者計画」という。)を策定するにあたり、那須町障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事項の検討を行い、その結果を町長に提言するものとする。

- (1) 障害者計画の策定に関すること
- (2) その他障害者計画の策定に必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、15 名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健・医療・福祉に関する機関、団体の者
- (3) その他福祉関係団体の者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、計画の策定の係る業務の完了するときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(作業部会)

第 6 条 委員会に、具体的な実務の検討を行うため那須町障害者計画策定委員会作業部会を置くことができる。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務局は保健福祉課に置く。

(委任)

第 8 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から適用する。

3 那須町障害者計画策定委員会作業部会設置要綱

(平成18年6月1日告示第47号)

(設置)

第1条 那須町障害者計画（以下「障害者計画」という。）を専門的に検討するため、那須町障害者計画策定委員会設置要綱第6条の規定に基づき、那須町障害者計画策定委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、次の事項の調査研究を行う。

- (1) 障害者計画の策定手順に関すること
- (2) 障害者計画の中に記載する内容に関する事項
- (3) その他障害者計画の策定のために必要な事項

(組織)

第3条 作業部会は、那須町障害者計画策定委員会の中から半数以内の部員をもって組織し、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 部員の任期は、計画策定に係る業務の完了するときまでとする。ただし、部員が欠けた場合における補欠部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 作業部会に部長及び副部長を置き、部員の互選によって選出する。

- 2 部長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 作業部会は、必要があると認めるときは、部員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 作業部会の事務局は保健福祉課に置く。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から適用する。

4 那須町障害者計画策定委員会及び作業部会名簿

(順不同・敬称略)

	氏名	職名	備考	作業部会
1	荻原 喜茂	一般社団法人日本作業療法士協会副会長	委員長	
2	矢島 晃	那須町身体障害者相談員		
3	相馬 ツヤ	那須町知的障害者相談員		
4	宮下 順夫	那須町障害児者親の会会長		
5	長谷川和彦	有限会社福祉ネットやわらぎ代表取締役	副委員長	○
6	斎藤 透	社会福祉法人マ・メゾン光星支援課長		
7	斎藤 操	指定相談支援事業所ノエル相談支援専門員		○
8	遠藤 真史	地域生活支援センターゆずり葉相談支援専門員		部長
9	富永 和美	障がい者相談支援事業所ケアサプライ代表取締役		○
10	片平 友子	ケアプラザはつはる那須支店管理者		○
11	木下 博之	那須町社会福祉協議会主査社会福祉士		副部長
12	大平 友子	那須町社会福祉協議会主任主査 りんどう作業所指導員		
13	米山 雅子	那須町地域包括支援センター係長		

【事務局】

	氏名	職名	備考
1	高久 秀樹	保健福祉課長	
2	高久美菜子	保健福祉課障がい者福祉係長	
3	高久 秀人	保健福祉課障がい者福祉係主事	
4	高久 傑	保健福祉課障がい者福祉係主事	

5 障がい者（児）福祉施設及び委託相談支援事業所等の状況

事業所名	サービス名称	所在地 (那須町大字)	電話番号 (市外局番：0287)
------	--------	----------------	---------------------

(株)ケアアクセス

障がい者相談支援事業所 ケアサプライ	指定（特定・障害児）相談支援	漆塚 762-102	73-5311
-----------------------	----------------	------------	---------

(福)慈生会

マ・メゾン光星	短期入所、生活介護、施設入所支援	豊原乙 1189	77-1013
指定相談支援事業所ノエル	指定（特定・障害児）相談支援 指定一般相談支援	豊原乙 1189	77-0561

(福)瑞宝会

ビ・ハウス那須	短期入所	湯本 206	76-6708
ミカエラ・ハウス	短期入所、生活訓練、就労移行支援	湯本 390	74-3771

(福)那須町社会福祉協議会

那須町社会福祉協議会居宅介護 事業所	居宅介護	寺子乙 2566-1	72-5133
りんどう作業所	地域活動支援センター	寺子丙 4-5	72-0362
那須町社会福祉協議会障害児者 相談支援事業所	指定（特定・障害児）相談支援	寺子丙 4-5	72-0362

(有)福祉ネットやわらぎ

ショートステイやわらぎ	短期入所	寺子丙 711-43	72-7250
相談支援事業所やわらぎ	指定（特定・障害児）相談支援	寺子丙 711-43	72-7250
ほほえみ	生活介護	寺子丙 711-44	72-1906
すまいる工房	就労継続支援B型	寺子丙 711-44	73-8241
地域活動支援センターつぼみ	地域活動支援センター	寺子丙 711-44	72-7250
グループホームせせらぎ	グループホーム	寺子乙 2543-330	72-7250
グループホームやわらぎ	グループホーム	寺子丙 3-77	72-7250
グループホームなごみ	グループホーム	寺子丙 711-43	72-7250
グループホームよつば	グループホーム	寺子乙 3918-1	72-7250
サポートハウスあおぞら	放課後等デイサービス	寺子乙 4005-23	72-5300

(有)はつはる

ケアプラザはつはる那須支店	指定（特定・障害児）相談支援	寺子乙 4006	71-1050
---------------	----------------	----------	---------

委託相談支援事業所

那須町では、障がいのある人の相談支援事業を次の事業所に委託しています

事業所名	住所	電話番号 (市外局番：0287)
指定相談支援事業所ノエル	那須町大字豊原乙 1189	77-0561
地域生活支援センター ゆずり葉	那須塩原市宮町 2-14	63-7777

6 福祉に関するアンケート調査票

福祉に関するアンケート調査へのご協力をお願い

日頃より那須町の福祉行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

この度那須町では、平成29年度を初年度とする第3次障害者計画の策定に向けた取り組みを進めています。そのため、町民の皆さまの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためのアンケート調査を実施することになりました。

今回の調査は、町にお住いの障害者手帳をお持ちの方を対象に、無作為に選ばせていただきました。

この調査は、無記名でご回答いただきますので、回答された方が特定されたり、個人の回答内容が明らかにされたりすることはありません。調査票は那須町個人情報保護条例にしたがい、適切な管理をいたします。

また、ご回答いただいた内容は、統計的な処理を行い、計画策定および施策推進のための基礎資料としてのみ使用し、その他の目的で使用することは一切ありません。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

平成28年9月 那須町

<記入要領>

- 宛名のご本人が直接回答いただくことが難しい場合には、家族や介護者の方などが、ご本人の意向を尊重して記入してください。
- 質問への回答方法は、それぞれ質問文に記載していますので、質問文をよく読んでお答えください。
- 記入が終わりましたら、平成28年9月30日までに同封の返信用封筒を使ってご返送ください。
- このアンケート調査へのご質問などは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

那須町 保健福祉課 障がい者福祉係
TEL0287-72-6917・FAX 0287-72-0904

ちょうさひょう
調査票

問1 お答えいただくのは、どなたですか。(○は1つだけ)

1. 本人 (この調査票が郵送された宛名の方)
2. 本人の家族
3. 家族以外の介助者

※これ以降、この調査票が郵送された宛名の方を「あなた」とお呼びしますので、ご本人 (この調査票の対象者：障がいのある方) の状況等について、お答えください。

あなた (宛名の方) の性別・年齢・ご家族などについてお聞きします

問2 あなたの年齢をお答えください。(平成28年9月1日現在)

まん
満

さい
歳

問3 あなたの性別をお答えください。(○は1つだけ)

1. 男性
2. 女性

問4 あなたのお住まいはどこですか。(○は1つだけ)

1. 那須町
2. 那須町以外 (施設入所等)

問5 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 父母・祖父母・兄弟
2. 配偶者 (夫または妻)
3. 子ども
4. その他 ()
5. いない (一人で暮らしている)

※グループホーム、福祉施設等を利用されている方は「5」としてください。

問6 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください。(①から⑩それぞれに○を1つ)

項目	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要
① 食事	1	2	3
② トイレ	1	2	3
③ 入浴	1	2	3
④ 衣服の着脱	1	2	3
⑤ 身だしなみ	1	2	3
⑥ 家の中の移動	1	2	3
⑦ 外出	1	2	3
⑧ 家族以外の人との意思疎通	1	2	3
⑨ お金の管理	1	2	3
⑩ 薬の管理	1	2	3

(問6で「一部介助が必要」又は「全部介助が必要」を選択した方)

問7 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 父母・祖父母・兄弟	4. ホームヘルパーや施設の職員
2. 配偶者(夫または妻)	5. その他の人(ボランティア等)
3. 子ども	

【問7で1～3を選択した場合にお答えください。】

問8 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

① 年齢(平成28年9月1日現在)

満 歳

② 性別(○は1つだけ)

1. 男性	2. 女性
-------	-------

③ 健康状態(○は1つだけ)

1. よい	2. ふつう	3. よくない
-------	--------	---------

あなたの障がいの状況についてお聞きします。

問9 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。(〇は1つだけ)

- | | | | |
|-------|-------|-------|-----------|
| 1. 1級 | 3. 3級 | 5. 5級 | 7. 持っていない |
| 2. 2級 | 4. 4級 | 6. 6級 | |

問10 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障がいをお答えください。(〇は1つだけ)

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 視覚障害 | 5. 肢体不自由(下肢) |
| 2. 聴覚障害 | 6. 肢体不自由(体幹) |
| 3. 音声・言語・そしゃく機能障害 | 7. 内部障害(1~6以外) |
| 4. 肢体不自由(上肢) | |

問11 あなたは療育手帳をお持ちですか。(〇は1つだけ)

- | | | |
|--------|--------|-----------|
| 1. A判定 | 2. B判定 | 3. 持っていない |
|--------|--------|-----------|

問12 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。(〇は1つだけ)

- | | | | |
|-------|-------|-------|-----------|
| 1. 1級 | 2. 2級 | 3. 3級 | 4. 持っていない |
|-------|-------|-------|-----------|

問13 あなたは難病(特定疾患)の認定を受けていますか。(〇は1つだけ)

※難病(特定疾患)とは、関節リウマチやギラン・バレー症候群等の治療法が確立していない疾病、その他の特殊の疾病をいいます。

- | | | |
|----------|-----------|--------------------|
| 1. 受けている | 2. 受けていない | 3. 認定を受けていないが症状がある |
|----------|-----------|--------------------|

問14 あなたは発達障害として診断されたことがありますか。(〇は1つだけ)

※発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等をいいます。

- | | | |
|-------|-------|-------------------|
| 1. ある | 2. ない | 3. 診断されていないが症状がある |
|-------|-------|-------------------|

問15 あなたは高次脳機能障害として診断されたことがありますか。

(○は1つだけ)

※高次脳機能障害とは、一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受けその後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指すものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」等の症状があります。

- | | | |
|-------|-------|-------------------|
| 1. ある | 2. ない | 3. 診断されていないが症状がある |
|-------|-------|-------------------|

問16 問15で「ある」を選択した場合、その関連する障がいをお答えください。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 視覚障害 | 5. 肢体不自由(下肢) |
| 2. 聴覚障害 | 6. 肢体不自由(体幹) |
| 3. 音声・言語・そしゃく機能障害 | 7. 内部障害(1~6以外) |
| 4. 肢体不自由(上肢) | |

問17 あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| 1. 気管切開 | 9. じょくそうの処置 |
| 2. 人工呼吸器(レスピレーター) | 10. 口腔ケア |
| 3. 吸入 | 11. 透析 |
| 4. 吸引 | 12. カテーテル留置 |
| 5. 在宅酸素 | 13. ストマ(人工肛門・人工膀胱) |
| 6. 胃ろう・腸ろう | 14. リハビリ |
| 7. 鼻腔経管栄養 | 15. 緩和ケア |
| 8. 中心静脈栄養
(IVH・CVポート) | 16. 服薬管理 |
| | 17. その他
() |

住まいや暮らしについてお聞きします。

問18 あなたは現在どのように暮らしていますか。(〇は1つだけ)

1. 一人で暮らしている
2. 家族と暮らしている
3. グループホームで暮らしている
4. 福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている
5. 病院に入院している
6. その他（ ）

【問19 及び問20 は、問18 で4又は5を選択した場合にお答えください。】

問19 あなたは将来、どのように生活したいと思いますか。(〇は1つだけ)

1. 今のまま生活したい
2. グループホーム等を利用したい
3. 家族と一緒に生活したい
4. 一般の住宅で一人暮らしをしたい
5. その他（ ）

問20 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。
(あてはまるものすべてに〇)

- | | |
|--|-------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 在宅で医療ケア等が適切に受けられること 2. 障がい者に適した住居の確保 3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること 4. 生活訓練等の充実 5. 経済的な負担の軽減 6. 相談対応等の充実 7. 地域住民等の理解 8. コミュニケーションについての支援 9. その他（ ） | <p>家族・介護者の方の意見
(自由記載)</p> |
|--|-------------------------------|

日中活動や就労についてお聞きします。

問21 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(〇は1つだけ)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 毎日外出する | 4. まったく外出しない |
| 2. 1週間に数回外出する | |
| 3. めったに外出しない | |

【問22から問24は、問21で、1～3を選択した場合にお答えください。】

問22 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(〇は1つだけ)

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1. 父母・祖父母・兄弟 | 4. ホームヘルパーや施設の職員 |
| 2. 配偶者(夫または妻) | 5. その他の人(ボランティア等) |
| 3. 子ども | 6. 一人で外出する |

問23 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに〇)

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. 通勤・通学・通所 | 6. 趣味やスポーツをする |
| 2. 訓練やリハビリに行く | 7. グループ活動に参加する |
| 3. 医療機関への受診 | 8. 散歩に行く |
| 4. 買い物に行く | 9. その他() |
| 5. 友人・知人に会う | |

問24 外出する時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに〇)

- | | |
|--|-------------------------------|
| <p>1. 公共交通機関が少ない(ない)</p> <p>2. 電車やバスの乗り降りが困難</p> <p>3. 道路や駅に階段や段差が多い</p> <p>4. 切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい</p> <p>5. 外出先の建物の設備が不便
(通路、トイレ、エレベーター等)</p> <p>6. 介助者が確保できない</p> <p>7. 外出にお金がかかる</p> <p>8. 周囲の目が気になる</p> <p>9. 発作など突然の身体の変化が心配</p> <p>10. 困った時にどうすればいいのか心配</p> <p>11. その他()</p> | <p>家族・介護者の方の意見
(自由記載)</p> |
|--|-------------------------------|

問25 あなたは、平日の^{へいじつ}日中^{にっちゅう}を主^{おも}にどのように^す過ごしていますか。(○は1つだけ)

1. 会社^{かいしゃ}勤め^{つと}や、自営業^{じえいぎやう}、家業^{かぎやう}などで収入^{しゅうにゅう}を得^えて仕事^{しごと}をしている
2. ボランティア^{ぼらんてい}等^{など}、収入^{しゅうにゅう}を得^えない仕事^{しごと}をしている
3. 専業主婦^{せんぎやうしゆふ}（主夫^{しゆふ}）をしている
4. 福祉施設^{ふくししせつ}、作業所^{さぎやうじょと}等^{など}に通^{かよ}っている（就労^{しゅうろう}継続^{けいぞく}支援^{しえん}A型^{えーがた}も含^{ふく}む）
5. 病院^{びやういん}等^{など}のデイケア^{でいけあ}に通^{かよ}っている
6. リハビリテーション^{りはびりてーしょん}を受^うけている
7. 自宅^{じたく}で過^すぎしている
8. 入所^{にゅうしょ}している施設^{しせつ}や病院^{びやういん}等^{など}で過^すぎしている
9. 大学^{だいがく}、専門学校^{せんもんがっこう}、職業^{しよくぎやう}訓練校^{くんれんこう}等^{など}に通^{かよ}っている
10. 特別^{とくべつ}支援^{しえん}学校^{がっこう}（小^{しょう}中^{ちゅう}高^{こう}等^{とう}部^ぶ）に通^{かよ}っている
11. 一般^{いっぱん}の高校^{こうこう}、小^{しょう}中^{ちゅう}学校^{がっこう}に通^{かよ}っている
12. 幼稚園^{ようちえん}、保育所^{ほいくしょ}、障害^{しょうがい}児^じ通園^{じつうえん}施設^{しせつ}等^{など}に通^{かよ}っている
13. その他^た（)

【問25で、1を選択^{せんたく}した場合^{ばあい}にお答^{こた}えください。】

問26 どのような勤務^{きんむけいたい}形態^{はたら}で働^{はたら}いていますか。(○は1つだけ)

1. 正職員^{せいしよくいん}で他^{ほか}の職員^{しよくいん}と勤務^{きんむじやうけん}条件^{じょうけん}等^{など}に違^{ちが}いはない
2. 正職員^{せいしよくいん}で短時間^{たんじかん}勤務^{きんむ}等^{など}の障^{しょう}がい者^{しゃ}に配慮^{はいりよ}がある
3. パート・アルバイト^{ぱーとあるばいと}等^{など}の非常^{ひじょう}勤^{きん}職員^{しよくいん}、派遣^{はけん}職員^{しよくいん}
4. 自営業^{じえいぎやう}、農業^{のうぎやう}等^{など}
5. その他^た（)

【問25で、1以外^{いがい}を選択^{せんたく}した18~64歳^{さい}の方^{かた}にお聞^ききします。】

問27 あなたは今^{こんご}後^{しゅうにゅう}、収入^えを得^える仕事^{しごと}をし^おたいと思^{おも}いますか。(○は1つだけ)

1. 仕事^{しごと}をし^おたい
2. 仕事^{しごと}はし^おたくない、でき^きない

問28 収入を得る仕事をするために、職業訓練等を受けたいと思いますか。
(○は1つだけ)

- | |
|---|
| 1. すでに職業訓練を受けている
2. 職業訓練を受けたい
3. 職業訓練は受けたくない、受ける必要はない |
|---|

問29 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 通勤手段の確保 2. 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮 3. 短時間勤務や勤務日数等の配慮 4. 在宅勤務の拡充 5. 職場の障がい者への理解 6. 職場の上司や同僚に障がいの理解があること 7. 職場で介助や援助等が受けられること 8. 就労後のフォロー等、職場と支援機関の連携 9. 企業ニーズに合った就労訓練 10. 仕事についての職場外での相談対応、支援 11. その他()	家族・介護者の方の意見 (自由記載)
---	-----------------------

障害福祉サービス等の利用についてお聞きします。

問30 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

- | | | | |
|--------|--------|--------|-----------|
| 1. 区分1 | 3. 区分3 | 5. 区分5 | 7. 受けていない |
| 2. 区分2 | 4. 区分4 | 6. 区分6 | |

問31 あなたは介護保険によるサービスを利用していますか。(○は1つだけ)

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 利用している | 2. 利用していない |
|-----------|------------|

【問31で、「1. 利用している」を選択した場合にお答えください。】

問32 該当する要介護度はどれですか。(〇は1つだけ)

1. 要支援1	3. 要介護1	5. 要介護3	7. 要介護5
2. 要支援2	4. 要介護2	6. 要介護4	

問33 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。(①から④のそれぞれについて「現在利用しているか」、「今後利用したいか」の両方を回答(番号に〇)してください)

	現在利用しているか			今後利用したいか		
	利用している	利用していない	利用できない	利用したい	利用しない	必要ない
① 居宅介護(ホームヘルプ) 自宅で入浴や排せつ、食事等の 介助を行うサービスです。	1	2	3	1	2	3
② 重度訪問介護 重度の障がいがあり常に介護が 必要な方に、自宅で入浴や排せつ 食事等の介助や外出時の移動の 補助を行うサービスです。	1	2	3	1	2	3
③ 同行援護 視覚障害により移動が著しく 困難な方に、外出に必要な情報の 提供や移動の援護等を行うサー ビスです。	1	2	3	1	2	3
④ 行動援護 知的障害や精神障害により行動 が困難で常に介護が必要な方に、 行動するとき必要な介助や外出時 の移動の補助等を行うサービスで す。	1	2	3	1	2	3

	げんざいりよう 現在利用しているか			こんごりよう 今後利用したいか		
	いる 利用して	いない 利用して	ない 利用でき	い 利用した	い 利用しな	必要ない
<p>⑤ 重度障害者等包括支援</p> <p>常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービスです。</p>	1	2	3	1	2	3
<p>⑥ 生活介護</p> <p>常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供するサービスです。</p>	1	2	3	1	2	3
<p>⑦ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）</p> <p>自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行なうサービスです。</p>	1	2	3	1	2	3
<p>⑧ 就労移行支援</p> <p>通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。</p>	1	2	3	1	2	3
<p>⑨ 就労継続支援（A型、B型）</p> <p>通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。</p>	1	2	3	1	2	3

	げんざいりよう 現在利用しているか			こんごりよう 今後利用したいか		
	い 利用 して	い ない 利用 して	い ない 利用 でき	い 利用 した	い 利用 しな	い 必要 ない
<p>⑩ 療養介護</p> <p>医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービスです。</p>	1	2	3	1	2	3
<p>⑪ 短期入所（ショートステイ）</p> <p>在宅の障がい者（児）を介護する方が病気の場合等に、障がい者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。</p>	1	2	3	1	2	3
<p>⑫ 共同生活援助（グループホーム）</p> <p>夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。</p>	1	2	3	1	2	3
<p>⑬ 施設入所支援</p> <p>主として夜間、施設に入所する障がい者（児）に対し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行うサービスです。</p>	1	2	3	1	2	3
<p>⑭ 相談支援</p> <p>福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言等を行うサービスです。</p>	1	2	3	1	2	3
<p>⑮ 児童発達支援</p> <p>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。</p>	1	2	3	1	2	3

	げんざいりよう 現在利用しているか			こんごりよう 今後利用したいか		
	い 利用 して	い ない 利用 して	い ない 利用 でき	い 利用 した	い 利用 しな	い 必要 ない
<p>⑩ ほうかごとうていさーびす 学校の授業終了後や学校の休校 日に、児童発達支援センター等の 施設に通い、生活能力向上のため に必要な訓練や、社会との交流の 促進等の支援を行うサービスです。</p>	1	2	3	1	2	3
<p>⑪ にっちゅういちじしえん 日中、施設等で活動の場所を提 供し、見守りと日常的訓練を行う サービスです。</p>	1	2	3	1	2	3
<p>⑫ ちいきかつどうしえんせんたー 生産的活動と社会参加事業を一体的 に実施し、交流の場の提供を行う サービスです。</p>	1	2	3	1	2	3
<p>⑬ いどうしえん 総合支援法の対象とならない内容 での外出時の円滑な移動の支援を 行うサービスです。</p>	1	2	3	1	2	3
<p>⑭ いしそつうしえん 聴覚、言語機能、音声機能、視覚そ の他の障がいのため、意志の伝達に 支援が必要な障がい者に対して、 手話通訳等を派遣する事業を行う サービスです。</p>	1	2	3	1	2	3
<p>⑮ ふくしたくしーりようけんなど 福祉タクシー利用券等の公共 交通機関利用助成給付</p>	1	2	3	1	2	3

	げんざいりよう 現在利用しているか			こんごりよう 今後利用したいか		
	いる 利用して	いない 利用して	ない 利用でき	いい 利用した	いい 利用しな	必要ない
② 補装具又は日常生活用具の給付	1	2	3	1	2	3
③ 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）	1	2	3	1	2	3

相談相手についてお聞きします。

問34 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 家族や親せき
2. 友人・知人
3. 近隣の住民
4. 職場の上司や同僚
5. ホームヘルパーや施設等の職員
6. 相談支援事業所等の民間の相談窓口
7. 行政機関の相談窓口（町役場、保健センター）
8. 那須町社会福祉協議会
9. 那須町地域包括支援センター
10. 委託相談支援事業所
 - ・那須地区障害者相談支援センター
 - ・地域生活支援センター「ゆずり葉」
 - ・指定相談支援事業所ノエル
11. 県北手話通訳派遣協会
12. かかりつけの医師や看護師
13. 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー
14. 相談先がない
15. その他（ ）

問35 あなたは障がいのことや福祉サービス等に関する情報を、どこから知ることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース
2. 町の広報誌
3. インターネット
4. 家族や親せき、友人・知人
5. ホームヘルパーや施設等の職員
6. 相談支援事業所等の民間の相談窓口
7. 行政機関の相談窓口(町役場、保健センター)
8. 那須町社会福祉協議会
9. 那須町地域包括支援センター
10. 委託相談支援事業所
 - ・那須地区障害者相談支援センター
 - ・地域生活支援センター「ゆずり葉」
 - ・指定相談支援事業所ノエル
11. 県北手話通訳派遣協会
12. かかりつけの医師や看護師
13. 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー
14. 情報が得られない
15. その他()

問36 あなたが現在受けている障がい者(児)に対する福祉サービスの情報の満足度はどうですか。(○は1つだけ)

1. 充分、満足している
2. 満足している
3. 普通
4. やや不満である
5. とても不満である

問37 町が障がい者向けの相談窓口として、いくつか用意しているのを知っていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 那須地区障がい者相談支援センター
2. 地域生活支援センター「ゆずり葉」
3. 指定相談支援事業所ノエル
4. どこも知らない

権利擁護についてお聞きします。

問38 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|-------|---------|-------|
| 1. ある | 2. 少しある | 3. ない |
|-------|---------|-------|

【問38で、1又は2を選択した場合にお答えください。】

問39 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校・仕事場 2. 仕事を探すとき 3. 外出先(買い物等) 4. 余暇を楽しむとき | <ol style="list-style-type: none"> 5. 病院などの医療機関 6. 住んでいる地域 7. その他() |
|--|---|

問40 成年後見制度について知っていますか。(○は1つだけ)

1. 名前も内容も知っている
2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない
3. 名前も内容も知らない

災害時の避難等についてお聞きします。

問41 災害の際の避難場所を知っていますか。（〇は1つだけ）

1. 知っている 2. 知らない

問42 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。（〇は1つだけ）

1. できる 2. できない 3. わからない

問43 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。（〇は1つだけ）

1. いる 2. いない 3. わからない

問44 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに〇）

1. 投薬や治療が受けられない
2. 補装具の使用が困難になる
3. 補装具や日常生活用具の入手ができなくなる
4. 救助を求めることができない
5. 安全なところまで、迅速に避難することができない
6. 被害状況、避難場所等の情報が入手できない
7. 周囲とコミュニケーションがとれない
8. 避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安
9. その他（ ）
10. 特にない

家族・介護者の方の意見
（自由記載）

問45 あなたは、「障がいのある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支えあって暮らす」ことを目指す『共生社会』という考え方を知っていますか。(〇は1つだけ)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 知っている | 3. 知らない |
| 2. 言葉だけは知っている | |

問46 あなたは、共生社会を実現するために、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに〇)

<ol style="list-style-type: none"> 1. 近隣住民の理解と協力 2. 保護者、介護者への周囲の理解 3. 身近な相談窓口の設置、充実 4. 障害福祉制度の充実 5. 福祉・保健・医療の連携 6. 学齢期からの福祉教育 7. 障がいのある人と交流できる場の充実 8. 障がいの特性に合わせた環境の整備 (合理的配慮) 9. 障害者雇用の推進 10. ボランティアの育成 11. その他 () 	<p>家族・介護者の方の意見 (自由記載)</p>
---	-------------------------------

あなたご本人への質問は以上です。最後に、障害福祉サービスや行政の取組について、何かご意見がありましたら、自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

第3次 那須町障がい者計画

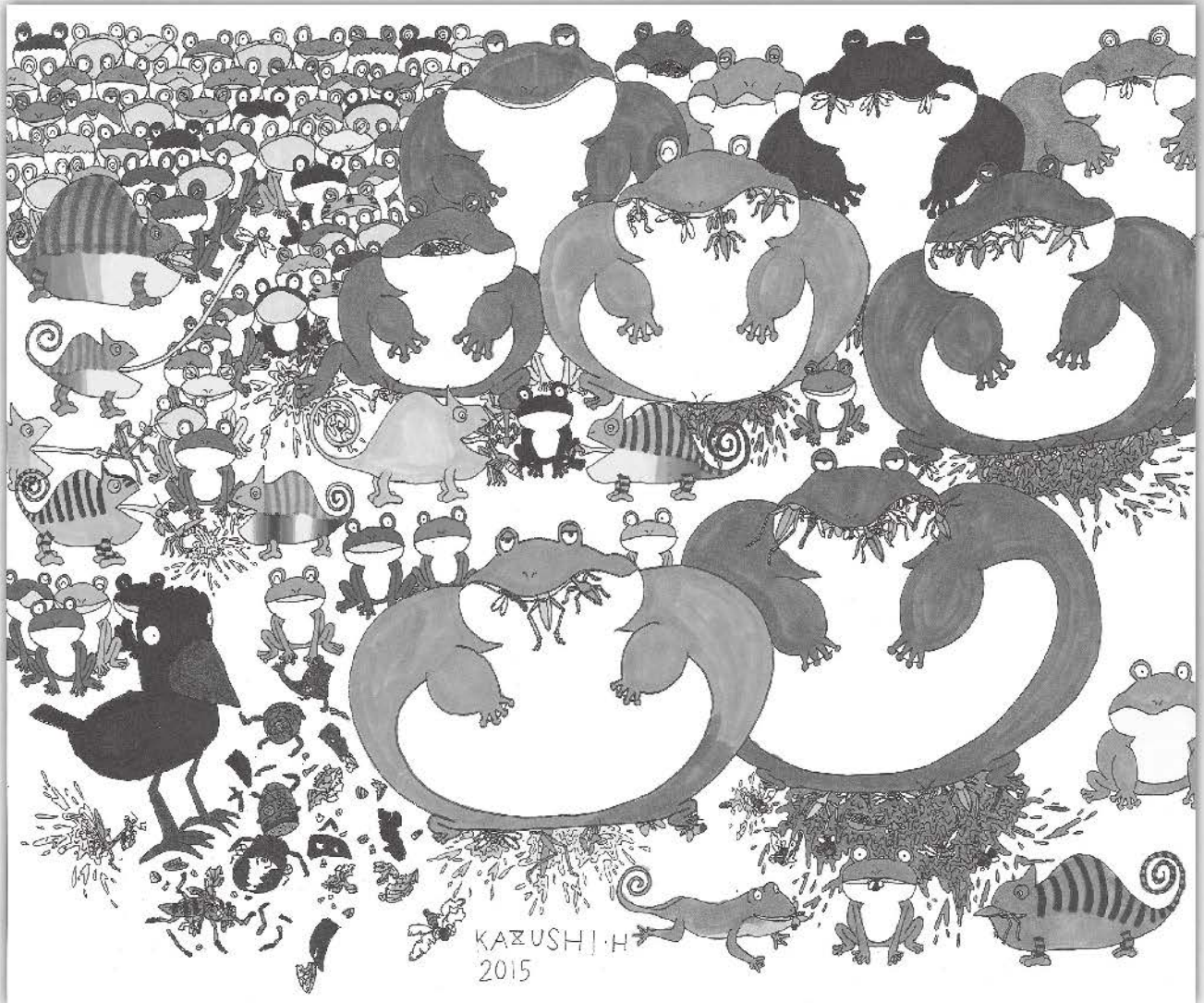
平成29年3月

発行 那須町

編集 保健福祉課

〒329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙 3-13

電話 0287-72-6917 (直通)



つながるひろがるアート展 Nasu より 平山和詩作